

# 清瀬市地域防災計画

## 【風水害編】

## 第1編 総論

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であって、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の構成

風水害編の構成は次のとおりとする。なお、震災編に係る対策は、別途定める。

風水害編…風水害対策計画

### 第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正する。したがって、各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日(緊急を要するものについては、その都度)までに、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

### 第4節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、本市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであって、指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

### 第5節 計画の習熟

各機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

### 第6節 防災機関の業務大綱

市及び防災関係機関が防災に関して処理する業務は、震災編第2部第1章「市の基本的責務と役割」を準用する。

## 第2編 風水害対策計画

### 第1部 総則

#### 第1章 計画の方針

##### 第1節 計画の目的

東京全体で見ると、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。また、仮に富士山が噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害及び影響が生じるおそれがあり、清瀬市においても降灰の被害が予想されているため、富士山降灰対策について、対策を講じる必要がある。

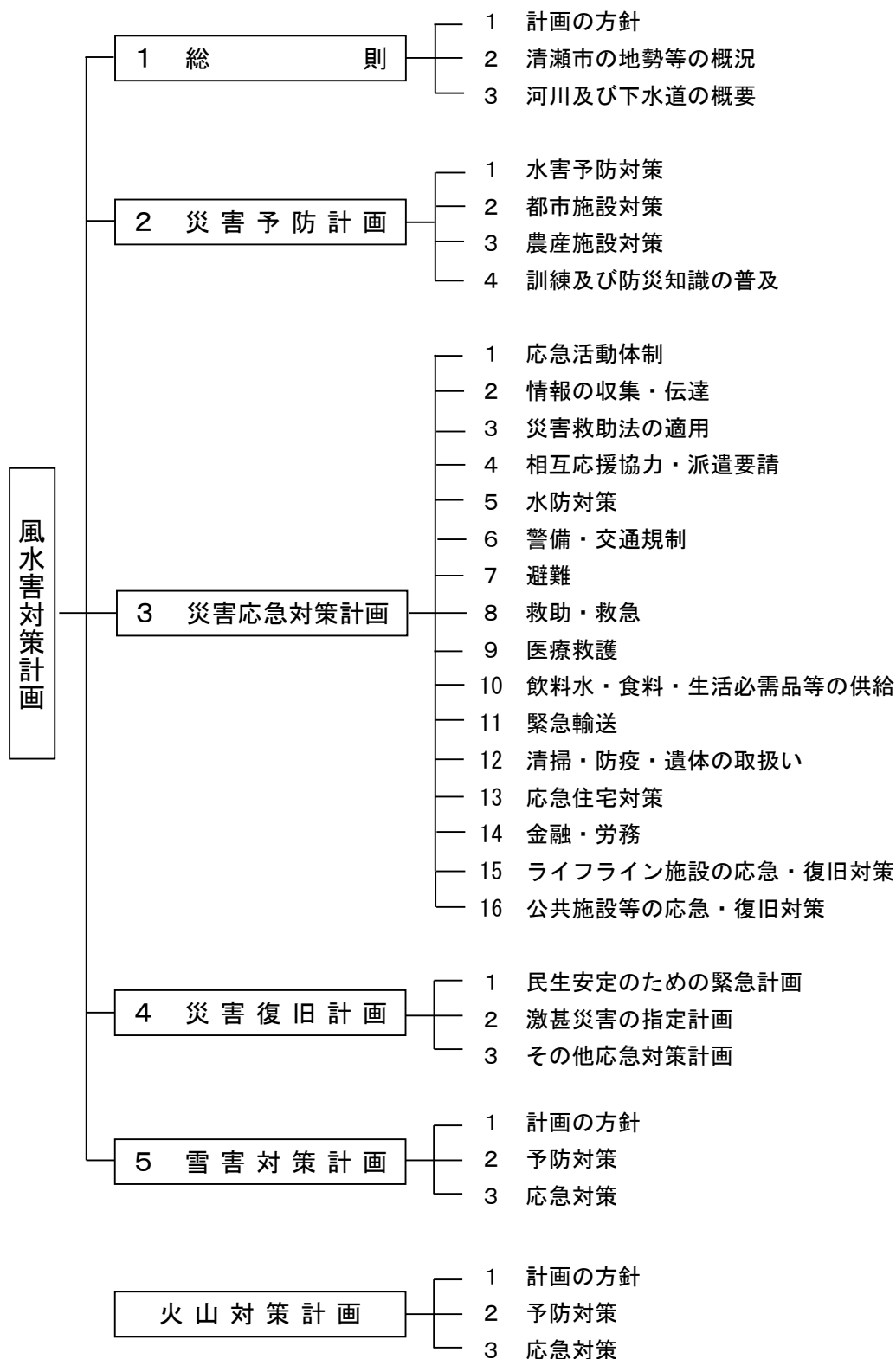
幸いにも、本市においては、近年風水害による大きな被害は発生していないが、災害は時として人間の想像をはるかに超えるような被害をもたらすことがある。このため事前の防災対策は欠かすことができない。

したがって、この計画は毎年のように発生する台風や大雨による浸水被害、今後発生が懸念される富士山の降灰被害等の災害に対処するとともに、また、百年に一度、二百年に一度という大雨があった場合にも対応するため、河川整備をはじめ雨水流出抑制施設の整備等総合的な治水対策の推進や防災訓練の充実、防災知識の普及などの予防対策、情報の収集・伝達、災害に関する事項を定め、市民の生命、身体及び財産を風水害等から守ることを目的とする。

第2節 計画の体系

風水害等編の計画の体系は、次のとおりである。

【計画の体系】



風水害編

## 第2章 清瀬市の地勢等の概況

本編における本市の地勢等の概況については、震災編第1部第2章「市の概況」を準用する。

## 第3章 河川及び下水道の概要

### 第1節 河川 【都】

本市には、山口貯水池(狭山湖)に水源を發し、西武新宿線が横架する近くから関越自動車道下流約700mまで都県境と錯綜しながら流れ、埼玉県志木市役所下流で新河岸川に合流する延長約19.6km、流域面積95.5㎢の柳瀬川と、水源を武蔵村山市大字中藤東久保の七所神社付近に發し、東流して東大和、東村山、清瀬市を経て柳瀬川に合流する延長15.0km、流域面積26.8㎢の空堀川があり、荒川水系二つの一級河川が流れている。これらの一級河川については、都において計画的に護岸等の整備が進められている。(資料編 資料第16「河川水系図」参照)

### 第2節 下水道 【都市整備部班】

市の下水道事業は、都が行う流域下水道(分流式)の流域関連公共下水道として昭和50年12月に市内全域を都市計画決定している。

汚水については、昭和51年12月に事業認可を受け、昭和52年1月より建設工事に着手し、平成25年3月末現在における整備面積は865ha、整備率100%となっている。

雨水については、流出先である柳瀬川や空堀川の整備状況を踏まえ、現在ある排水管に道路等の雨水処理を行っていくほか、雨水貯留施設設置の指導、浸透管の布設、浸透ますの普及に努めている。

### 第3節 浸水想定 【都・総務部班・都市整備部班】

市では、東京都の都市型水害対策連絡会が平成17年6月に公表した「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図」を基に、浸水エリアと深さの状況ならびに避難所を示した洪水避難地図(洪水ハザードマップ)を平成25年に作成した。さらに、令和元年12月19日付で東京都が改訂した目黒川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図に基づき、令和2年6月に掲載内容の更新を行った。

この浸水想定区域図は、想定最大規模降雨(総雨量657mm・時間最大雨量156mm)が降った場合に予測される浸水の状況を示したものである。(資料編 資料第18「清瀬市洪水ハザードマップ」参照)

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 水害予防対策

本市には、柳瀬川と空堀川の2つの一級河川があるが、護岸改修等により周辺地域への氾濫等による被害は、近年ではほとんど見られなくなってきた。しかしその反面、市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が少なくなり、変わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、豪雨時に大量の雨水が一気に下水道に流れ込み、排水能力を超えた下水道管から雨水が路上に吹き出すなど、いわゆる都市型水害の発生がしばしば見られるようになった。

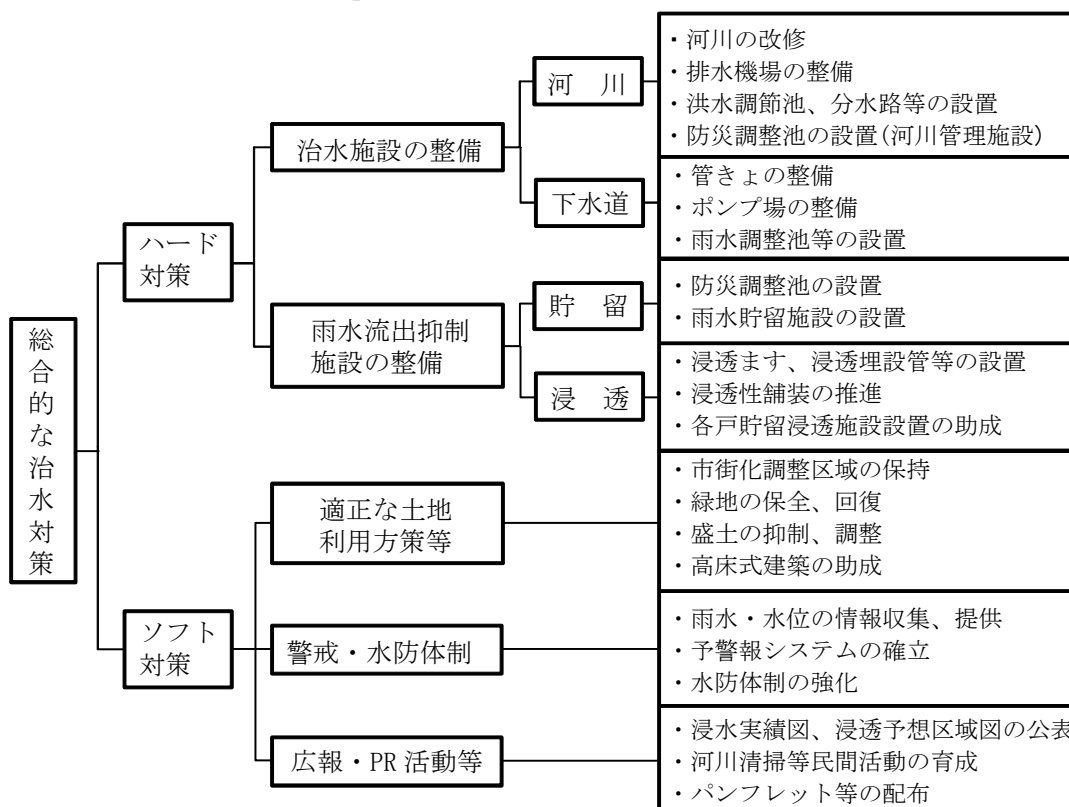
#### 第1節 豪雨対策 【都・都市整備部班・防災防犯課】

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

都内における総合的な治水対策については、昭和61年に都及び関係区市からなる「東京都区部中小河川流域総合治水対策協議会」を設置し、さらに平成5年2月には、多摩地域の市町村を含めた「東京都総合治水対策協議会」へと拡大し、計画的、段階的に治水水準の向上を図るべく、その推進に努めている。また、大規模な洪水氾濫に対しては、円滑かつ迅速な避難や適格な水防活動等を実施するため、市や都等の関係機関が一体的かつ計画的に取り組む事項を定めた「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針(東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会、令和2年5月改定)」の実進を進めている。

なお、総合的な治水対策の概念は、次図のとおりである。

【総合的な治水対策の概念図】



## 1 河川の現況 《都》

本市の河川は、荒川水系の柳瀬川と空堀川の2つの一級河川がある。

河川の改修は、計画に基づいて進んでおり、近年洪水氾濫による被害は発生していない。

種別	河川名	管理者
一級河川	柳瀬川	東京都
	空堀川	東京都

### (1) 柳瀬川

埼玉県境と河川が輻輳している中流部において、東京都と埼玉県で整備事業の施行分担を定めた協定を締結し、昭和60年に策定した柳瀬川改良工事全体計画及び平成18年に策定した荒川水系柳瀬川流域河川整備計画(東京都管理区間)に基づき、時間あたり50mm規模の降雨に対応する護岸や調節池の整備を実施してきた。金山調節池から空堀川新合流部付近までの護岸整備が完了している。また、東京都では、「東京都豪雨対策基本方針(平成26年改定)」に基づき、甚大な浸水被害が発生している地域について、重点エリアとして対策強化流域を選定し、河川の整備、流域対策等を進めており、令和3年4月に柳瀬川流域が対策強化流域に追加されている。

### (2) 空堀川

平成8年に改訂した空堀川改良工事全体計画及び平成18年に策定した荒川水系柳瀬川流域河川整備計画(東京都管理区間)に基づき、時間あたり50mm規模の降雨に対応する護岸整備を重点的に実施してきた。

なお、清瀬市管内の護岸整備は完了している。

## 2 河川の整備 《都》

河川は、急激な市街化に伴い、異常降雨時において一時的に流量が増大し、被害が発生することがある。

都の管理する一級河川の改修進捗状況は、次のとおりである。

### (1) 柳瀬川

空堀川新合流部の整備を進めている。

### (2) 空堀川

護岸整備は完了しており、今後、河床掘削工事を実施していく。

## 3 下水道の整備 《下水道課・道路交通課・都市計画課》

### (1) 未普及地域下水道整備促進

汚水管きよの整備については、ほぼ完成に近づいている。

雨水管きよの整備については、流出先河川の流下能力が不足しているため、その河川の整備状況を踏まえ、当面、現在使用している排水管により道路等の雨水処理を行っていくが、今後、汚水管の整備状況に合わせて雨水処理の公共下水道化を進めていくため、現在使用している排水管の調査を実施し、污水計画との調整を図りながら整備推進に努める。

## (2) 内水排除事業

本市の雨水については、短時間に多量の降雨がある場合は低地帯の一部において浸水が予想される場所があるが、既存の排水管を使って排水対策を講じる。

## (3) 雨水流出抑制対策の促進

一定規模以上の宅地等について、雨水の貯留施設設置の指導の徹底、浸透管の布設、浸透ますの普及に努め、開発地域内における雨水処理施設の整備促進を図る。

## 4 東京都水防災総合情報システム 《都・北多摩北部建設事務所》

都では、洪水などの水害を警戒し、これによる被害を軽減するため、水防上必要な地点に水位計、雨量計、河川カメラを設置している。特に、最近の都内の局地的集中豪雨などの際は、短時間に中小河川が増水し浸水被害を発生させるため、より密度の高い情報を迅速に把握する必要がある。

本市における河川水位、地上雨量、河川カメラの観測地点は、「雨量・水位・映像観測所位置図」のとおりである。(資料編 資料第19「雨量・水位・映像観測所位置図」参照)

## 5 浸水予想エリア及び深さ等の公表 《都・防災防犯課》

浸水の可能性を事前に周知し、水害の軽減に有効であるハザードマップを作成・公表を行う。

市では、令和元年12月19日付で東京都が改訂した目黒川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域浸水予想区域図(総雨量657mm、時間最大雨量156mmを想定)を基に、令和2年6月に洪水ハザードマップの更新・公表を行った。(令和4年6月1日、資料編 資料第18「清瀬市洪水ハザードマップ」参照)このハザードマップには、柳瀬川、空堀川の浸水エリアと深さの状況並びに避難所を示した。

## 6 地域防災力の向上 《市民》

### (1) 市民等の役割

- ア 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- イ 早期避難の重要性を理解しておく。
- ウ 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- エ ハザードマップなどで、自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じる。
- オ 飲料水、非常食、出納、常備薬、救急用品、ラジオ等、非常持出用品の準備をしておく。(気象庁HP「大雨や台風に備えて」を参照)
- カ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- キ 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- ク 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- ケ 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。



- コ 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- サ 国や都のホームページで提供される雨量、河川水位情報、河川監視画像、清瀬市メール一斉配信サービス等で水害関係情報を収集する。
- シ 気象情報や市の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- ス 市や都が行う水防訓練や防災事業に積極的に参加する。
- セ 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- ソ 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- タ 避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えがない限り、市が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

(2) 地域による共助の推進 《未来創造課・防災防犯課・都市整備部・清瀬消防署》  
震災編第2部第2章第2節2 を準用する。

また、市は、水防への協力が必要な法人・団体へ、水防協力団体の申請の働きかけを行う。

(3) 事業所による自助・共助の強化 《防災防犯課・都市整備部班・清瀬消防署・各事業所・市民》

震災編第2部第2章第2節4 を準用する。

事業者は、災害時における役割(生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

市は、広報誌や防災訓練等で、事業所相互間及び事業所と自衛防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

- ア 従業員の防災教育、防災訓練、防災マニュアルの周知徹底などに努めるとともに、社屋内外の安全化、防災資器材や食料等の備蓄(従業員の3日分が目安)など、従業員や来客の安全確保対策、安否確認体制の整備に努める。
- イ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画(BCP)や非常用マニュアルなどを策定し、これらの計画等に基づき平時から対策等を準備する。また、これらの計画について、点検・見直しの実施に努める。
- ウ 事業所の持つ資源や特性、組織力を生かし、地域活動への参加、防災ボランティアや自主防災組織等との協力など、地域社会の安全性向上対策に努める。
- エ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(4) 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化 《防災防犯課・都市整備部班・清瀬消防署・各事業所・市民》

震災編第2部第2章第2節4 を準用する。

事業者は、水害を想定した自衛消防訓練等の指導を推進し、事業所の自衛消防隊の活動能力の充実、強化を図る。

- (5) 行政・事業所・市民等の相互に連携した社会づくり 《防災防犯課・都市整備部班・清瀬消防署・各事業所・市民》

震災編第2部第2章第2節6 を準用する。

## 第2節 かけ崩れ対策 【都・都市整備部班】

かけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、行政としての対応策としては、建築基準法、宅地造成等規制法に基づく規制指導を行うほか、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」(以下、「急傾斜地法」という。)による総合的なかけ崩れ防止事業の推進にも努める。

### 1 かけ崩れ対策 《都・都市整備部班》

(震災編第2部第3章第2節 2(5)かけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止 参照)

#### (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止

急傾斜地の崩壊等防止については、土地の所有者が個人である場合が多く、工事費の負担や技術的な問題から、従来、対策が進んでいなかった。このため、総合的な急傾斜地崩壊対策を実施していくために、急傾斜地法が昭和44年施行された。

#### (2) かけ、擁壁等の安全化

都は、かけ地に、建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成工事区域内にあっては、都市計画法及び宅地造成等規制法に基づき、かけ・擁壁の指導、監督を行う。新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導をさらに強化する。

さらに、既設の危険なかけ・擁壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。

市は、都の助成も活用し、かけ・擁壁の危険度調査等の促進を図り、所有者に自己の所有するかけ・擁壁の危険性を認識させ、その改善に結び付けていく。

### 2 宅地の安全化 《都市整備部班》

#### (1) 宅地開発規制の概要

現在宅地開発規制は、都市計画法の開発許可制度又は宅地造成等規制法により行っている。開発許可制度は、市街化調整区域及び市街化区域によって異なっている。

なお、本市は、宅地造成等規制法の対象外の地域であり、市内全域が市街化区域に指定されている。現在は、清瀬市都市計画マスタープランの実現を図り、市民及び事業者との協働により住みよいまちづくりを実現するため、「清瀬市住環境の整備に関する条例」を制定し、宅地等の開発指導を行っている。今後は、本条例の見直しなどを行い、住みよい街づくりに加え、災害に強い街づくりの更なる充実を目指す。

## (2) その他の対策

宅地造成に対する法律に基づく事業認可機関及び事業監督機関は東京都知事であるが、市としては、各事業主より事業認可申請に伴い市に提出される既存公共施設の編入同意申請並びに新たに設置される公共施設の管理区分の協議申請の際の同意、協議にあたり宅地開発指導要綱に基づき、造成時はもとより、将来想定される災害等について、事前審査を行い、災害防止に関して事業主に万全の対策を義務づけていく。

## 第3節 土砂災害対策 【都・都市整備部班】

### 1 土砂災害防止法 《都・都市整備部班》

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(以下、「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

都は、清瀬市内において、土砂災害警戒区域指定等のための基礎調査を平成27年度から実施している。

### 2 土砂災害警戒区域等 《都・都市整備部班》

都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域等の指定を進めている。

清瀬市内には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)」に基づき、土砂災害(特別)警戒区域が10か所指定されている。(具体的箇所については、震災編第2部第3章第2節2(5)イの表を参照)

令和4年4月1日現在、浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に該当施設はないが、土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設(社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設)がかかる場合、所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する必要がある。

市は該当施設がある場合、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

市は、清瀬市地域防災計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配する等必要な措置を講じる。

### 3 土砂災害警戒情報の提供 《都・防災防犯課》

都は、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対策を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。

都は、これに基づき、下記の通り発表基準を作成し、気象庁と都が共同で発表するための情報伝達体制を整備し、土砂災害警戒情報の提供を平成20年2月1日から運用開始した。

(1) 土砂災害警戒情報の目的

大雨により土砂災害の危険度が高まったときに、市区町村を特定して都と気象庁が共同で発表する新たな気象情報。市区町村長が避難指示等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断等に利用できる。

(2) 情報の特徴及び利用にあたっての留意事項

- ア 大雨警報の発表中に発表する。(解除情報もある。)
- イ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。(発表対象としない土砂災害は、降雨から技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊、地滑りとする。)
- ウ 降雨から土砂災害の危険度を判定するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等は特定出来ない。

(3) 情報の発表基準

都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。

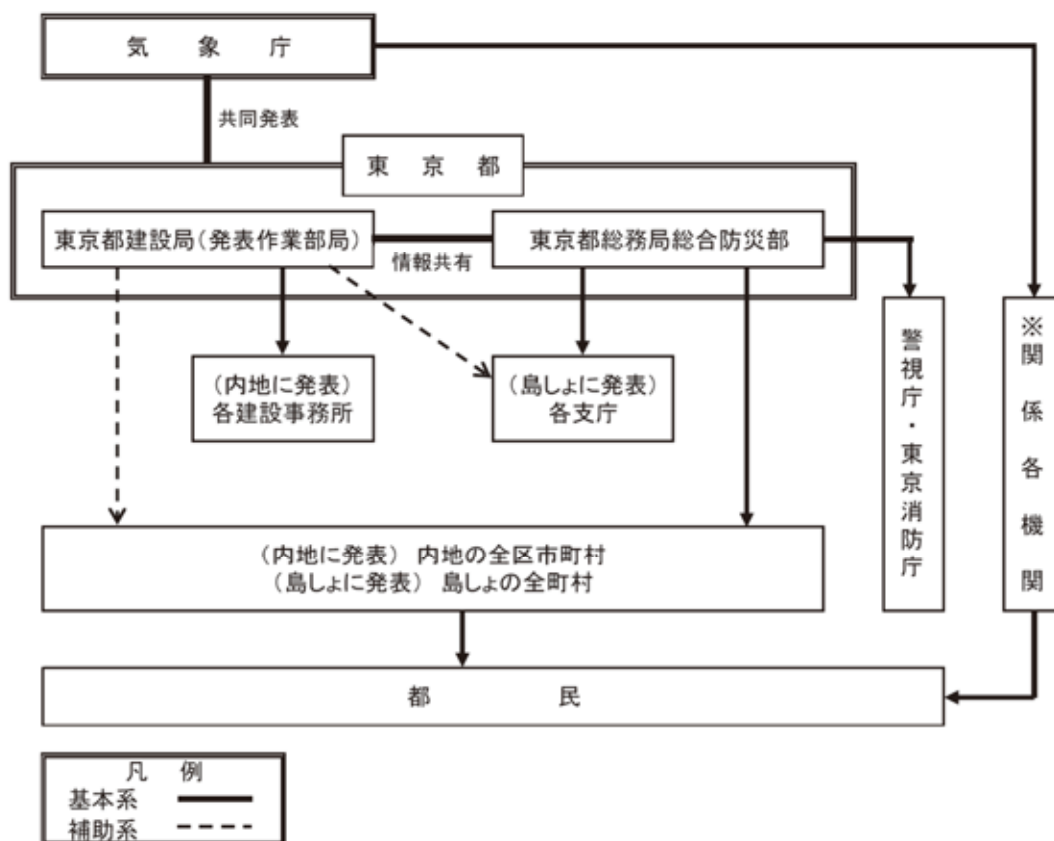
(4) 情報の伝達

都は、市の水防担当部署及び避難指示等発令担当部署(清瀬市の場合はいずれも防災防犯課)へ、防災ファックス及びD I S(災害情報システム)を利用し伝達する

(5) 市の対応

- ア 情報を受けた市は、都への受令確認を行った後、市各関係機関に伝達する。
- イ 市は、直ちに市民へ伝達し、状況により避難指示等を実施する。

<土砂災害警戒情報伝達系統図>



## 第2章 都市施設対策

生活を維持していく上で不可欠な、電気、ガス、水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設は、都市機能そのものを支えているといっても過言ではない。災害時に、これらの施設に被害が生じた場合、社会全体に影響を及ぼし、都市生活を維持することが困難となるおそれがある。

このため、これらの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策や復旧対策について十分検討しておく必要がある。

### 第1節 ライフライン施設 【各防災機関】

電気、ガス、水道、下水道、通信施設における災害による被害の未然防止又は早期発見に努め、かつ、速やかに被害施設の復旧を図るなど必要な施策を実施して、社会公共施設としての機能を維持するために、以下の予防対策を実施する。

震災編第2部第4章第2節 4 ライフライン施設の安全化 を準用する。

### 第2節 道路及び交通施設 【都・道路交通課・JR東日本・西武鉄道・各防災機関】

道路・鉄道等は、都市生活を営む上で非常に大きな役割を果たしているとともに、災害時においても、救助物資の輸送等の重要な役割を担っている。

これらの施設が、災害で大きな被害を被った場合、施設の性格上、直接人命にかかわる事故が多発することが十分予想されるとともに、応急対策・復旧対策の大きな支障となるばかりでなく、都市の基幹施設であることから、都市機能のマヒにつながることも考えられる。このため、被害の軽減を図るためにも、道路及び交通施設の安全化は極めて重要な課題である。

#### 1 道路施設 《都・道路交通課》

震災編第2部第4章第2節 2 道路及び交通施設の安全化 を準用する。

### 第3節 建造物対策

建物及びその付属物を洪水並びに強風から守るためには、所有者又は管理者が常時適切な防災措置を講じておくことが大切である。

#### 1 屋外広告物対策 《都・都市整備部班》

広告塔、広告板等は、強風の際に脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、市及び都は、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。また、震災対策等の観点から、長期継続広告物のうち、規模の大きいものについては、屋外広告管理者を設置させるなど、指導の強化を図っている。

## 第3章 農業施設対策

### 第1節 農業施設 【産業振興課】

農業施設のうち、排水施設に重点をおいた災害予防計画をたて、特に降雨時の湛水排除問題を併せて考慮する必要がある。

## 第4章 訓練及び防災知識の普及

災害の発生に備え、都及び市並びに防災機関は、関係職員に対して訓練及び講習会等を実施し災害に対する行動力を身につけるとともに、相互に緊密な連絡を保ち、単独又は協力して市民に対する訓練及び防災思想の普及を図り、常に防災意識の高揚に努める。

### 第1節 防災訓練の充実 【災害対策各部・清瀬消防署・消防団・東村山警察署等】

- 1 総合防災訓練 《災害対策各部・清瀬消防署・消防団・東村山警察署・各防災機関》  
震災編第2部第2章第2節 を準用する。
- 2 水防訓練 《災害対策各部・清瀬消防署・消防団・東村山警察署・北多摩北部建設事務所・各防災機関》  
水防法及び東京都水防計画に基づき、風水害及び土砂災害等の災害に際して、水防部隊の合理的運用と、水防工法の完全な習熟など適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。
  - (1) 参加機関  
清瀬市、清瀬消防署、清瀬市消防団、北多摩北部建設事務所、その他防災関係機関
  - (2) 訓練項目
 

ア 参集及び部隊編成訓練	オ 救助救急訓練
イ 情報通信訓練	カ 浸水地火災防ぎょ訓練
ウ 本部運営訓練	キ その他水災時の活動に必要な訓練
エ 水防工法訓練	
  - (3) 実施時期及び回数  
必要に応じて定める。

### 3 警備訓練 《東村山警察署》

警視庁警備規程及び東村山警察署実施内規に基づき、突発的な災害の発生に際し、迅速に初動態勢を確立して、適正かつ効果的な警備活動を行うために必要な警備訓練を実施する。

### 4 指定公共機関等の訓練

機 関 名	対 策 内 容
N T T 東 日 本	<p>○災害発生時、関係社員が迅速かつ、適切に防災業務を遂行し得るよう、次の訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害予防又は警報の伝達</li> <li>・非常参集</li> <li>・災害時における通信疎通確保 (災害用伝言ダイヤル等の運営を含む)</li> <li>・各種災害対策用機器の操作運用</li> <li>・電気通信施設等の災害復旧</li> <li>・防火及び水防</li> <li>・避難及び救護</li> <li>・その他必要とするもの</li> </ul> <p>○実施時期・回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回以上</li> </ul> <p>○国、都及び区市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>
東京電力パワーグリッド株式会社 武 蔵 野 支 社	<p>○風水害等の非常災害時に円滑な対応を図るため、情報連絡、復旧及び災害対策用資機材の整備・点検の実施を主体とした総合的非常災害対策訓練を年1回以上、全店的に実施する。</p> <p>○また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連絡訓練</li> <li>・本・支部運営訓練</li> <li>・非常災害対策要員呼集訓練</li> <li>・復旧訓練(復旧計画及び復旧作業訓練等)</li> <li>・その他の訓練</li> </ul>
東京ガスグループ	<p>○ガス施設に対する災害予防措置及び災害措置を円滑かつ迅速に行うため本社及び事業本部を中心として訓練を実施するとともに、市が主催する防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全社一斉総合防災訓練(職員の招集を含む。)</li> <li>・通信伝達訓練(一斉通報装置等による。)</li> <li>・想定災害による机上訓練</li> <li>・各種防災施設操作訓練</li> <li>・都、市の主催の防災訓練への参加</li> </ul>

第2節 防災知識の普及 【防災防犯課・清瀬消防署・消防団・東村山警察署・東京電力・東京ガスグループ・各防災機関】

1 防災広報

平素から、市民、事業所、学校の児童生徒を対象に、それぞれに適した方法により、風水害に関する知識の普及活動を行う。

(1) 各防災機関が行う広報内容の基準

- ア 台風・集中豪雨等に関する一般知識
- イ 各防災機関の風水害対策
- ウ 竜巻に対する備え
- エ ゲリラ豪雨対策
- オ 家庭での風水害対策
- カ 避難するときの注意
- キ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ク 土砂災害に対する心得
- ケ 台風時の風に対する対策
- コ 災害情報の入手方法
- サ 応急救護の方法
- シ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ス 避難指示等に関する取扱い(避難行動要支援者避難向け準備情報を含む。)

(2) 各防災機関の広報

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○震災編第2部第2章「市民と地域の防災力向上」第2節を準用する。</li> <li>○洪水ハザードマップにより居住する地域の災害リスクや住宅の条件等の確認。そのうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知</li> <li>○安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。</li> <li>○警戒レベル4で「危険な場所から全員避難すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</li> </ul>
東 村 山 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○チラシ、回覧板等を利用し、防災の事前広報を行う。</li> </ul>
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○チラシ、小冊子等の広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS及び報道機関への情報提供を通じて、事前広報並びに防災知識、応急救護知識の普及を図る。</li> <li>○「はたらく消防の写生会」、「地域の防火防災功労賞制度」等、あらゆる機会や各種手段を活用して、風水害に関する知識の普及を図る。</li> </ul>
東京電力パワーグリッド株式会社 武 蔵 野 支 社	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における電気関係の措置や感電事故防止などについて、ポスター、パンフレット及びテレビ、ラジオ等により、防災意識の高揚に努めている。</li> </ul>



東京ガスグループ	<p>○ガスの利用者に対して、緊急時にはガス栓を止めること及びガスの供給を停止することなどガス施設及びガス消費機器の取扱注意事項等に関して、新聞、パンフレット、その他掲示板などで平素から周知に努める。特に、マイコンメータの取扱いについて広報を図っている。</p> <p>○このほか、警察、消防、報道機関などと連絡のうえ、ガス施設などの注意事項について、一般への周知を図る。</p> <p>○各消防署単位で、防火、防災に関する映画会やスライド等を、座談会等に合わせて実施する。</p>
東京管区気象台	<p>○東京都や市区町村、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、高潮、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、地域の防災リーダーや住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民の取るべき行動などについて、関係機関と連携して普及・啓発を図るものとする。</p>

## 2 防災教育 《清瀬消防署》

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。</p> <p>○要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援</p> <p>○各避難所運営協議会を主体による避難所運営訓練の実施や市総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援</p>
清 瀬 消 防 署	<p>○過去の消防活動の経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から市民が自らの生命、身体、財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。</li> <li>・都総務局と連携し、「東京マイ・タイムライン」の普及啓発等を行う。</li> <li>・家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。</li> <li>・防災知識の普及啓発を図るとともに、災害疑似体験訓練を行う。</li> <li>・児童生徒に対し、発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。</li> <li>・女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。</li> </ul>

清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会・座談会及び映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。</li> <li>○市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。</li> <li>○管理権原者、防火・防災管理者等に対し、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等を捉え、事業所における風水害による被害の軽減を図ることについて指導し、防災意識の高揚を図る。</li> </ul>
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催</li> <li>○ 区の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第33条(防災教育))</li> <li>○市と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施(東京都震災対策条例第37条(防災リーダーの育成))</li> <li>○市や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成</li> <li>○ 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化</li> </ul>

## 第3部 災害応急対策計画

### 第1章 応急活動体制

災害が発生した場合、災害対策本部等を速やかに設置し、防災関係機関と連携して、防災業務の遂行にあたる必要がある。

#### 第1節 市の活動体制 【災害対策各班・消防団】

震災編第2部第5章第3節 を準用する。

#### 第2節 市災害対策本部の組織・運営 【災害対策各班・消防団】

市災害対策本部の組織・運営に関しては、震災編第2部第5章第3節 を準用する。  
なお、水災時の非常配備態勢発令基準は、次のとおりである。

##### 【水災時の非常配備態勢発令基準】

種 別	発令の時期・態勢	配 備 人 員
水 防 第1非常 配備態勢	○風水害が発生するおそれがある場合 又は発生した場合、水防活動に直ち に対応できる態勢で本部長(市長)が 必要と認めたとき。	○災害対策本部員 ○管理職以上の職員 ○防災防犯課職員 ○都市整備部係長以上の職員 ○消防団員
水 防 第2非常 配備態勢	○かなりの風水害が発生する恐れがあ る場合又は発生した場合、水防活動 に直ちに対応できる態勢で本部長 (市長)が必要と認めたとき。	○上記に加え各課の係長相当職以上
水 防 第3非常 配備態勢	○複数の区域でかなりの風水害が発生 するおそれがある場合又は発生した 場合、水防活動に直ちに対応できる 態勢で本部長(市長)が必要と認めた とき。	○全職員(会計年度任用職員等を除く)

#### 第3節 関係防災機関等の活動体制 【災害対策各班】

##### 1 責務

災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、市が実施する応急対策が円滑に行われるようその業務について協力する。

## 2 活動体制

関係防災機関等は、上記1の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。

## 第2章 情報の収集・伝達

災害時においては、各機関が緊密に連携して、応急対策を実施するため、気象及び被災等の状況について、的確な情報の収集、伝達を行うとともに、併せて適切な広報活動を行うことにより、災害発生又は拡大を未然に防止する必要がある。

### 第1節 災害予警報の伝達 【総務部班・企画部班・東村山警察署・清瀬消防署・消防団・NTT・気象庁・各防災機関】

災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減するためには、関係防災機関や市民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。

気象、地象、水象、その他の災害原因に関する情報及び気象予警報等の情報伝達要領は、次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
消 防 団	<p>○異常現象の通報</p> <p>災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安庁から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。</p> <p>・通報すべき異常現象</p> <p>①気象に関するもの 著しく異常な現象(竜巻、強い降ひょう等)</p> <p>②地象に関するもの 気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象</p> <p>③水象に関するもの 高潮、異常潮位、異常波浪</p> <p>○一般的な災害原因に関する情報の通報</p> <p>気象、地象、水象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般住民等に周知する措置</p> <p>○気象等予警報の伝達</p> <p>警報及び重要な注意報について、都、警察署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に通報するとともに、警察、消防、都情報連絡室等の協力を得て、市民に周知する。</p>

東村山警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警報及び注意報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに交番、駐在所を通じて、管内住民に周知</li> <li>○異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに市に通報する。</li> </ul>
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警報及び注意報について、気象庁、その他関係機関から通報を受けたときは、直ちに管内住民に周知する。</li> </ul>
N T T 東日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づいて、気象庁から東京情報案内センターに通報された警報は、各区市町村に通報</li> <li>・警報の伝達には、電話、電話回線を使用</li> </ul> </li> <li>○警報の取扱い順位等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警報はすべての通信に優先</li> <li>・警報は30分以内に通報</li> <li>・警報の伝達料金の無料</li> </ul> </li> </ul>
東京管区气象台 (気象庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象、地象、水象に関する情報を、気象庁本庁から防災関係機関に通知する。</li> <li>○気象庁が必要と認めた時、又は関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について説明会を開催する。</li> <li>○竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。</li> </ul>
その他の関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報する。</li> </ul>

## 第2節 情報連絡体制 【災害対策各班・各防災機関・都】

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

なお、内容については、震災編第2部第6章第3節 1 防災機関相互の情報通信連絡体制 を準用する。

## 第3節 被害状況等の報告 【災害対策各班・各防災機関・都】

被害状況の迅速・的確な把握は、災害救助法適用の要否、災害対策要員の動員、応援要請、救助物資・資機材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市及び関係防災機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速・的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都に報告するものとする。

なお、内容については、震災編第2部第6章第3節 1 防災機関相互の情報通信連絡体制 を準用する。

第4節 広報及び広聴活動 【災害対策各班・東村山警察署・清瀬消防署・消防団・清瀬郵便局・自衛隊・東京電力・NTT・東京ガスグループ・各防災機関】

災害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係防災機関等は一体となって適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

また、速やかな復旧を図るため、市及び関係防災機関において広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

1 広報活動 《災害対策各班・東村山警察署・清瀬消防署・消防団・清瀬郵便局・自衛隊・東京電力・NTT・東京ガスグループ・各防災機関》

機 関 名	対 策 内 容
消 防 団	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、警察署、消防署等の防災機関と密接な連絡のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生後の広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の規模・気象・水象等の状況</li> <li>・避難所所在地等</li> </ul> </li> <li>○被災者に対する広報                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動の状況・保健衛生知識の周知</li> <li>・食料・生活物資等の配給状況</li> <li>・通信・交通機関の復旧・運行状況</li> </ul> </li> <li>○広報文                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報文は、「災害広報文例集」（昭和60年3月都総務局災害対策部）によるものとする。</li> </ul> </li> </ul>
東 村 山 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時においては、警視庁本部、第八方面本部及び管内交番等から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動状況及び今後の見通し</li> <li>・被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動</li> <li>・感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起</li> <li>・交通機関の運行状況及び交通規制の状況</li> <li>・犯罪の防止</li> <li>・その他、各種告示事項</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○広報手段                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報車、無線警ら車等による広報</li> <li>・拡声装置、携帯用拡声機による広報</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリコプター等による広報</li> <li>・立看板、横断幕、垂れ幕等の掲示広報</li> <li>・テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供</li> <li>・相談所の開設</li> </ul>
清瀬消防署	<p>○広報活動</p> <p>災害時において、監視警戒員や消防車両等を出向させて、災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時活発な広報活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象、水位の状況</li> <li>・水災及び土砂災害に関する情報</li> <li>・被災者の安否情報</li> <li>・水防活動状況</li> </ul> <p>○広報手段</p> <p>テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供、消防車両の巡回、ホームページ及び災害時支援ボランティア等により状況に応じた広報活動を行う。</p>
清瀬郵便局	○震災編第2部第6章第3節を準用する。
陸上自衛隊 練馬駐屯地 第1後方支援連隊	○震災編第2部第6章第3節を準用する。
東京電力パワーグリッド株式会社 武蔵野支社	<p>○感電事故及び漏電による出火を防止するため一般公衆に対し次の諸点の十分な広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・垂れ下がった電線には絶対に触れないこと。</li> <li>・使用中のアイロン、ドライヤー、電気ストーブなどは、すぐにプラグをコンセントから抜くこと。</li> <li>・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂れ下り等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。</li> <li>・浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</li> <li>・屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。</li> </ul> <p>○災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う</p> <p>○需要家からの再点検申込み等を迅速、適切に処理するため、必要な受付体制の確立</p> <p>○お客様からの電話による事故通報や復旧見直しなどの照会を円滑、適切に処理するため、営業機関の受付はもとより、本店、支店、電力所及び火力発電所などの能率的受付処理体制の確立</p> <p>○広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、市の協力を得て防災行政無線(同報系)の活用</p> <p>○広報車等により直接当該地域への周知</p>

<p>N T T 東 日 本</p>	<p>○災害が発生し、次に掲げる事態の場合については、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ放送、新聞掲載等による広報を行い、社会不安の解消に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信が途絶したとき</li> <li>・一般通話の利用制限を行ったとき</li> <li>・行政機関や公共機関等の重要なお客様が障りしたとき</li> <li>・お客様からの問い合わせが頻発しているとき</li> <li>・報道機関等から取材される可能性があるとき、又は取材されたとき</li> <li>・災害用伝言サービスの提供や公衆電話の利用解放、無料化を行ったとき</li> <li>・特設公衆電話の設置場所を周知するとき</li> <li>・臨時電報サービスの開始を周知するとき</li> <li>・復旧見込みをお客様に周知するとき</li> <li>・その他必要に応じて行う</li> </ul>
<p>東 京 ガ ス グ ル ー プ</p>	<p>○災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、市民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給を停止した場合             <ul style="list-style-type: none"> <li>①ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓・メーターガス栓を閉じ、東京ガスグループから連絡があるまで待つこと。</li> <li>②ガスの供給が再開される時には、必ず、東京ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。</li> </ul> </li> <li>・供給再開時の広報             <ul style="list-style-type: none"> <li>①あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日は、なるべく在宅すること。</li> <li>②点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。</li> <li>③内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は、必ず最寄りの事業所に連絡すること。</li> <li>④ガスの使用再開後に異状を発見した場合は、直ちにガスを止め最寄りの事業所に連絡すること。</li> </ul> </li> </ul>



2 広聴活動 《企画部班・都市整備部班・東村山警察署・清瀬消防署》

災害時には、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望に応ずるため、広聴活動を展開する必要がある。このため、関係防災機関は次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
市	○被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。
東 村 山 警 察 署	○警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
清 瀬 消 防 署	○消防署と消防出張所のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 また、住民からの電子メールによる問合せに対応する。

3 報道機関への発表 《企画部班》

震災編第2部第6章第3節 2 市民・地域等への広報・広聴等 を準用する。

4 放送要請 《企画部班》

震災編第2部第6章第3節 2 市民・地域等への広報・広聴等 を準用する。

## 第3章 災害救助法の適用

### 第1節 災害救助法の適用

震災編第2部第14章第3節 9 災害救助法の適用 を準用する。

### 第2節 救助実施体制の整備

震災編第2部第14章第3節 9 災害救助法の適用 を準用する。

### 第3節 法による救助の実施

震災編第2部第14章第3節 9 災害救助法の適用 を準用する。

### 第4節 従事命令等

震災編第2部第14章第4節 12 災害救助法の適用 を準用する。

### 第5節 災害救助基金

震災編第2部第14章第3、4節 を準用する。

## 第4章 相互応援協力・派遣要請

### 第1節 相互応援協力

震災編第2部第5章第3節 10 広域受援対策 を準用する。

### 第2節 自衛隊への災害派遣要請

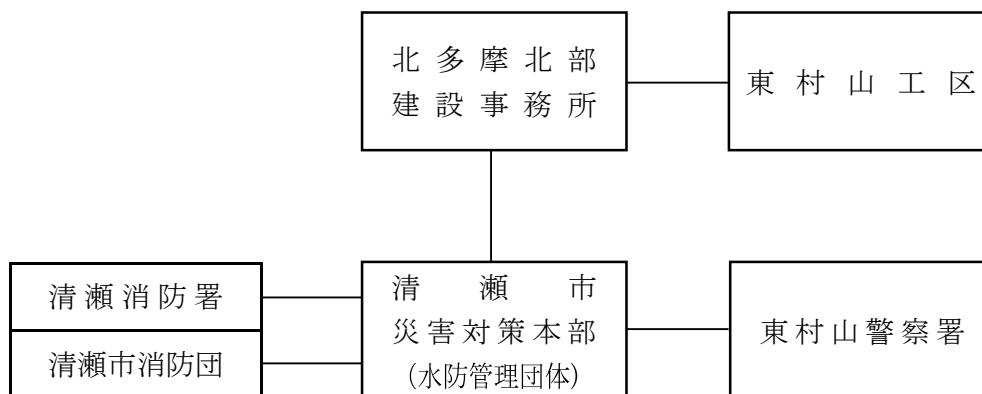
震災編第2部第5章第3節 10 広域受援対策 を準用する。

## 第5章 水防対策

洪水等による水害を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減するために、河川、道路等に対する水防上必要な監視、予報、警報、通信、連絡、輸送、水防のための活動、応援協力並びに水防に必要な器具、資材、設備等について定める。

### 第1節 水防組織 【災害対策各班・都・北多摩北部建設事務所・清瀬消防署・東村山警察署・消防団】

市及び関係機関の水防組織は、次のとおりである。



### 第2節 水防業務分担 【災害対策各チーム】

本市の主な水防業務分担は、次表のとおりとする。

チーム名および組織	業務分担
災害対策本部チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○気象情報の収集及び関係機関との連絡</li> <li>○被害状況の総括</li> <li>○消防機関(消防署、消防団)の出動要請等</li> </ul>

都市基盤整備対策チーム	○排水活動の実施 ○河川等及び排水施設の点検、警戒、監視 ○水防作業及び低地帯の排水活動の実施 ○水防作業の協力及び冠水道路の復旧
消 防 団	○水防警戒 ○水防及び排水活動並びに救出

### 第3節 水防機関の活動

#### 1 監視及び警戒 《都市基盤整備対策チーム・北多摩北部建設事務所》

- (1) 都市基盤整備対策チーム長(都市整備部長)は、係員に水防上注意を要する箇所や河川等を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、本部長に報告するとともに、河川管理者である北多摩北部建設事務所に連絡して必要な措置を求める。
- (2) 本部長は、気象状況その他水害のおそれがあるときは、警戒員を配置し、監視警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講じる。

#### 2 水防作業の実施 《都市基盤整備対策チーム・災害対策本部チーム・清瀬消防署・消防団》

- (1) 本市は、水防法にいう水防団は置かないこととし、都市整備部、消防機関(消防署、消防団)が水防作業にあたる。
- (2) 総務部班は、消防機関に対し、水防作業に必要な資機材を提供するとともに、対策上必要と認める場合は、直接水防作業にあたる。

#### 3 出動及び準備 《都市基盤整備対策チーム・災害対策本部チーム・清瀬消防署・消防団》

本部長(市長)又は消防署長は、次の場合直ちに各チーム長又は消防機関に対し準備及び出動の要請をする。

##### (1) 準備

- ア 水防の警戒が必要と予想され、待機又は準備が必要なとき。
- イ 河川等の状況により出動の必要が予測されたとき。

##### (2) 出動

- ア 水防事象により出動又は指示があったとき。
- イ 水位が警戒水位に達するなど、危険のおそれがあるとき。
- ウ その他水防上必要と認めたとき。

#### 4 消防機関の活動 《清瀬消防署・消防団・都市基盤整備対策チーム》

水災発生の危険があるとき、又は発生したときは、次により水防活動を実施する。

- (1) 消防署長は、管内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、あるいは気象情報その他の事象により、情報収集体制の強化を必要と認めたときに水防態勢を発令し、水防非常配備態勢の発令に備える。
- (2) 消防署長及び消防団長は、気象その他の状況により水防部隊を編成する。
- (3) 消防署では、水防態勢、水防非常配備態勢を定めている。

## (4) 部隊編成の活動要領

ア 水防部隊の編成及び水防活動は消防署水防計画による。

イ 災害の状況に応じ都市整備部と消防機関は、協力して監視警戒を実施する。

ウ 水防部隊は、被害その他状況により、その場に適した工法で土のう積等の活動を実施する。

## 5 応援 《総務部班》

本部長(市長)は、水防作業において必要があるときは、都又は他の水防管理者に対し応援を求めるものとする。

## 6 警戒区域の設定 《市・清瀬消防署》

水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

## 7 居住者の水防義務 《市・清瀬消防署・市民》

消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

## 8 警察官の援助 《東村山警察署》

水防のため必要があると認めるときは、本部長(市長)は現場の秩序あるいは保全維持のため、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる(水防法第22条)。

## 9 水防用資機(器)材等の整備 《防災防犯課・都》

(1) 市は、市内における水防を十分に行うことができるよう水防用資機(器)材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

(2) 市は、市内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確保しておく。

(3) 市は、水防用資機(器)材の備蓄の充実に努めるとともに、市内の業者と災害時の資機(器)材等の提供について協定を締結するなど、緊急の補給に備えて万全の体制を整えておく。

## 10 決壊時の措置 《都市基盤整備対策チーム・災害対策本部チーム・北多摩北部建設事務所・清瀬消防署・消防団》

## (1) 決壊の通報及びその後の措置

本市の区域には大きな河川がなく、堤防決壊等による大規模災害発生の危険性は少ないが、これに準ずる事態が発生した場合は、市長(本部長)又は消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部(北多摩北部建設事務所)に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

決壊後といえども、本部長及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

(2) 避難立退(水防法第29条)

ア 避難の指示

洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長又はその命令を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退きを指示することができる。

この場合、遅滞なく東村山警察署長にその旨を通知しなければならない。

イ 立退

立退またはその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察は、水防管理者と協力して誘導する。また、市長(水防管理者)は、東村山警察署長及び清瀬消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておくものとする。

11 費用及び公用負担 《企画部班・清瀬消防署》

(1) 費用負担

機 関 名	対 策 内 容
市	<p>○市(水防管理団体)は、その管理区域の水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のため要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と、応援を求められた水防管理団体が協議して定める(水防法第42条、第23条第3・4項)。</p> <p>○また、区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっせんを申請することができる(水防法第42条の2、第2・3項)。</p>

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、市長(水防管理者)又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる(水防法第28条)。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用
- (エ) 工作物その他の障害物を処分

イ 公用負担権限証明 《企画部班・清瀬消防署》

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する(水防法第28条)。

第 号	公用負担権限委任証明書	身分	
		氏名	
上の者に〇〇区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。			
年 月 日			
水防管理者			
(又は消防機関の長) 氏名			
			印

ウ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付するものとする。

ただし、現場の事情により、その暇のないときは事後において直ちに処理するものとする(水防法第28条)。

公用負担命令票				番 号	
負担者 住 所 氏 名					
物件	数量	負担内容 (使用・収用・処分等)	期間	摘要	
水防法第28条の規定により上物件を収用(使用または処分)する。					
年 月 日					
命令者身分				氏名	印

エ 損失補償 《企画部班》

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償しなければならない(水防法第28条)。

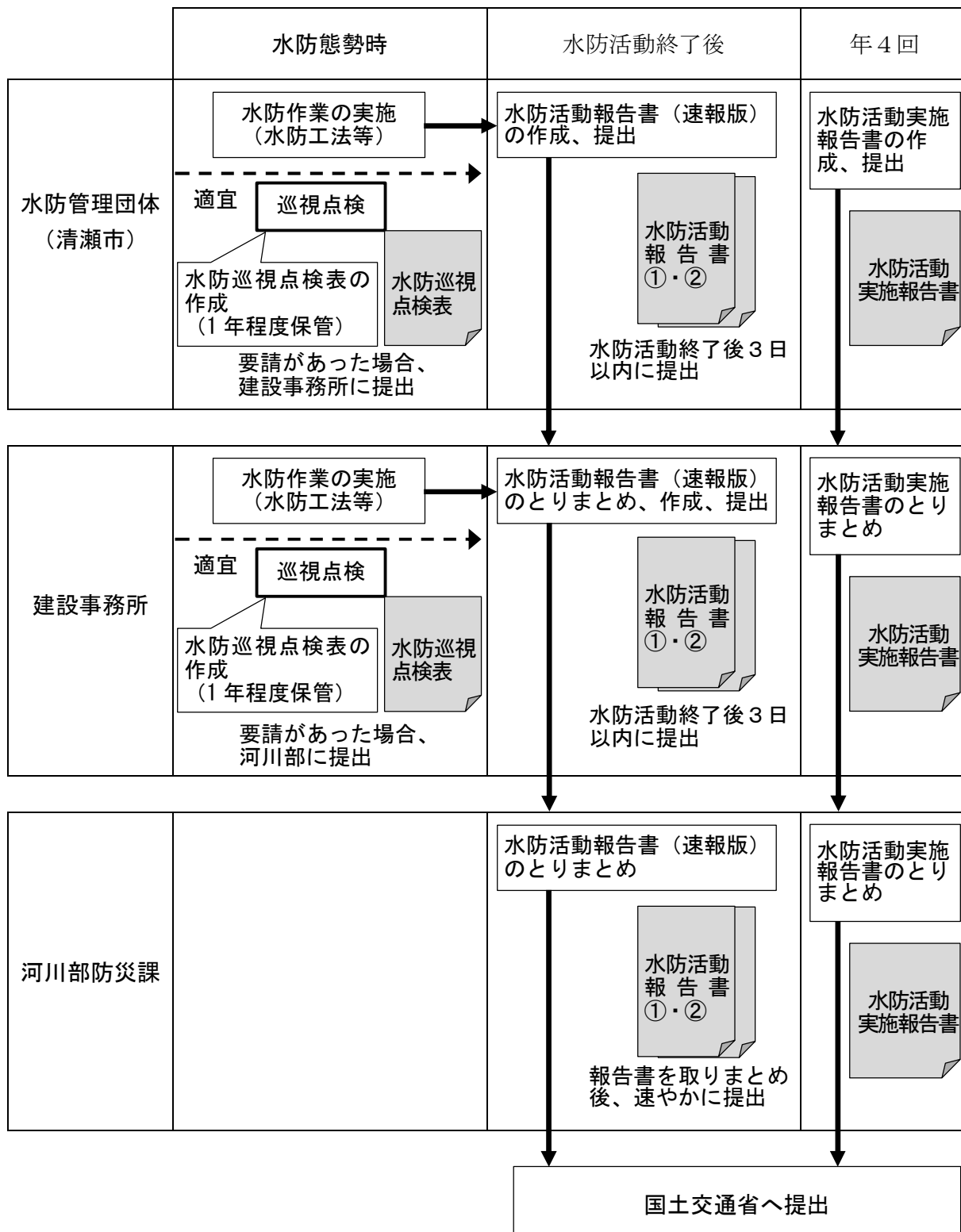
12 水防実施状況報告 《総務部班・都市整備部班》

- (1) 市長(本部長)は、冠水等により被害を生じた場合は、直ちに都水防本部(北多摩北部建設事務所)にその概要を速報するものとする。

なお、水防資材等の救援を要する場合は、その旨も併せて連絡するものとする。

- (2) 市長(本部長)は、水防終了後3日以内に水防実施状況を都水防本部に報告するものとする。

■巡視等水防活動の報告

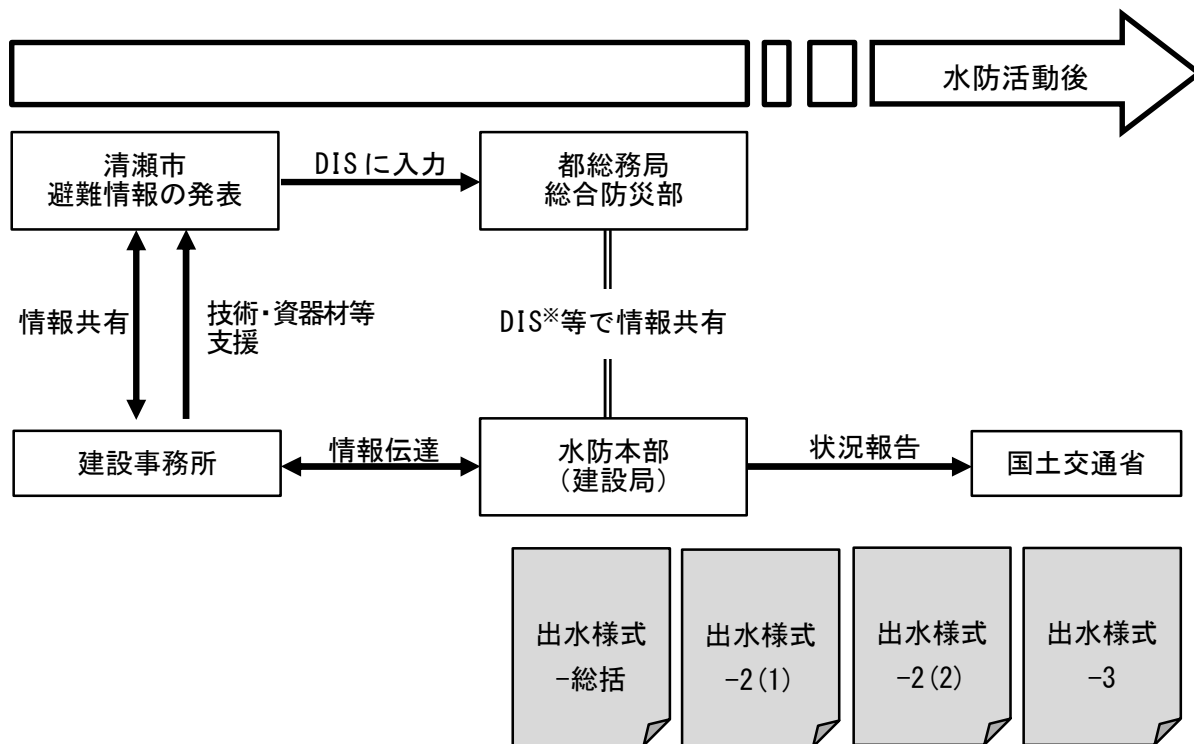


【備考】

国管理河川において、水防活動を行った場合、水防管理団体は、所管の河川事務所出張所へ直接水防活動報告書を提出する。

詳細については各河川事務所の洪水対策計画書を参照のこと。

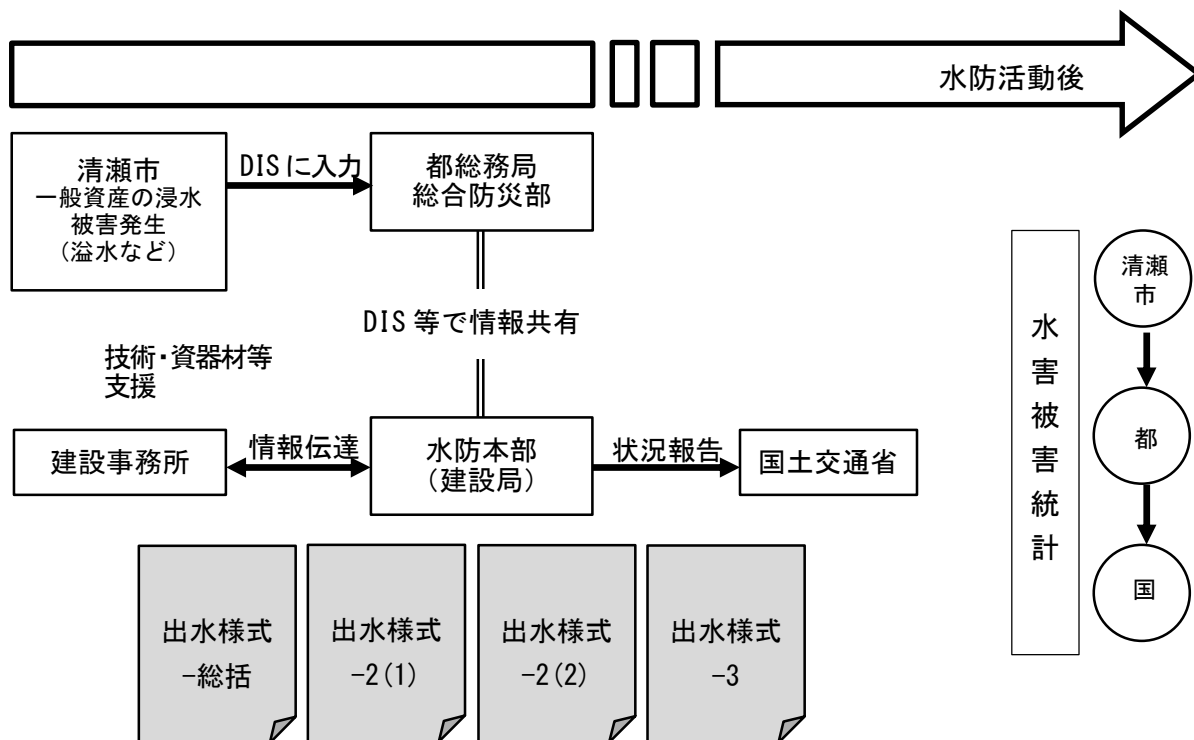
■避難情報の発表についての報告



※第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。

※DIS：東京都災害情報システム

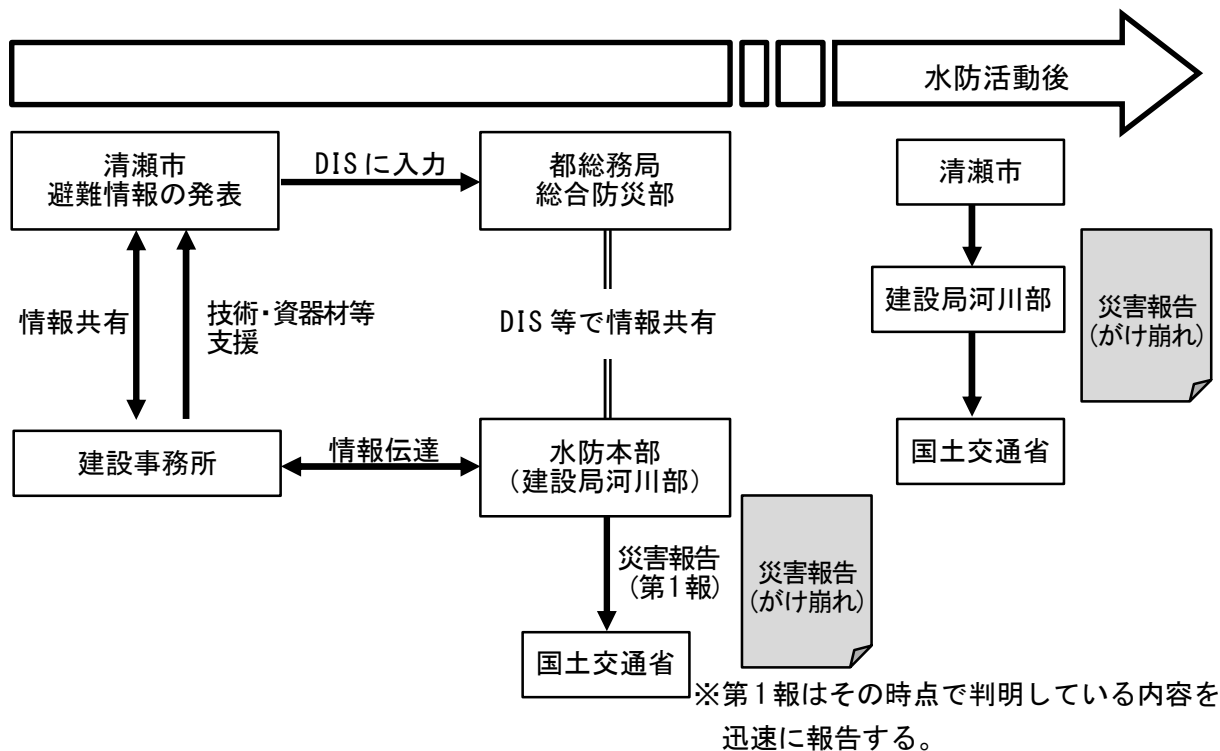
■一般資産の浸水被害（河川による溢水など）についての報告



※第1報はその時点で判明している内容を迅速に報告する。



■土砂災害発生についての報告



■公共土木施設被害についての報告

公共土木施設被害が発生したときは、各管理者は速やかに被害報告表をFAXで報告する。

報告の流れは以下のとおりである。

河川	都管理	建設事務所・支庁	FAX	河川部防災課
	清瀬市管理	清瀬市	FAX FAX	建設事務所・支庁 河川部防災課
下水道	都管理	下水道局	FAX	河川部防災課
	清瀬市管理	清瀬市	FAX	下水道局 (流域下水道本部) → FAX → 河川部防災課
道路等	都管理	建設事務所・支庁	FAX	道路管理部保全課 → 河川部防災課
	清瀬市管理	清瀬市	FAX FAX	建設事務所・支庁 道路管理部保全課 → 河川部防災課

注) 災害復旧を申請する場合は、災害終息後7日以内に概算被害額を算定し、河川部防災課へ提出する。

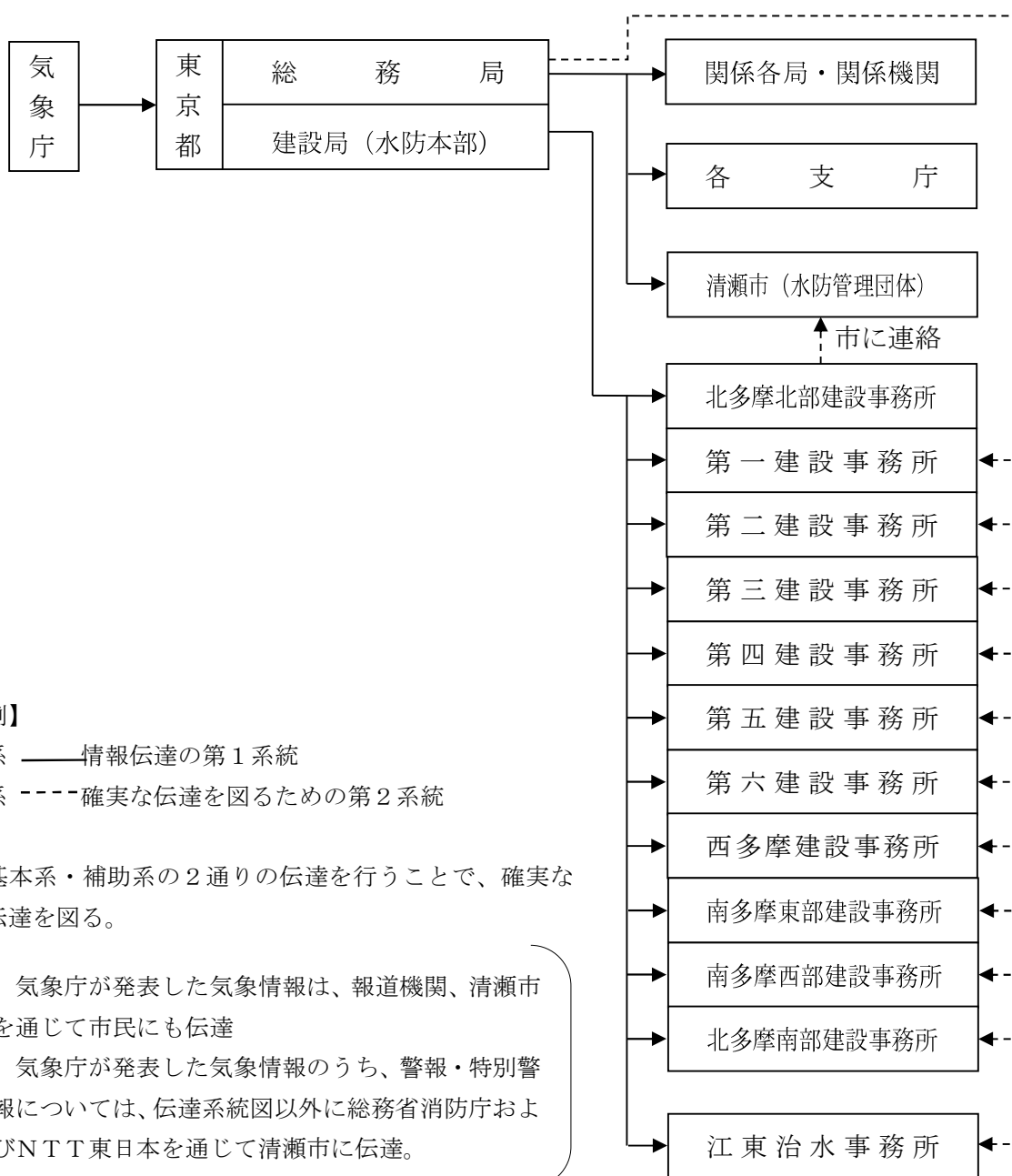
### 第4節 気象情報 【気象庁・都】

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報である。このため、都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して、効果的な水防活動に努めるものとする。

市及び関係防災機関は、正確な情報を迅速・的確に把握することが必要であるため、都が気象庁からオンラインにより入手した情報を災害情報データ端末機器により検索し、水防活動に有効に活用するものとする。

#### 1 気象情報伝達 《気象庁・都・北多摩北部建設事務所》

気象情報の伝達は、次図によるものとする。



**【凡例】**

基本系 —— 情報伝達の第1系統

補助系 - - - - 確実な伝達を図るための第2系統

常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る。

- ※ 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、清瀬市を通じて市民にも伝達
- ※ 気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、伝達系統図以外に総務省消防庁およびNTT東日本を通じて清瀬市に伝達。

2 気象等の注意報、警報、特別警報 《気象庁》

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報は、次のとおりである。

(1) 注意報、警報の種類と発表基準

府 県 予 報 区	東京都		
一 次 細 分 区 域	東京地方		
二 次 細 分 区 域	清瀬市		
市町村等をまとめた地域	多摩北部		
警 報	大 雨 ( 浸 水 害 )	表面雨量指数基準	25
	大 雨 ( 土 砂 災 害 )	土壌雨量指数基準	171
	洪 水	流域雨量指数基準	空堀川流域=17.3 柳瀬川流域=24.7
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴 風	平均風速	25m/s
	暴 風 雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大 雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波 浪	有義波高	
	高 潮	潮位	
注 意 報	大 雨 ( 浸 水 害 )	表面雨量指数基準	13
	大 雨 ( 土 砂 災 害 )	土壌雨量指数基準	133
	洪 水	流域雨量指数基準	空堀川流域=13.8 柳瀬川流域=19.7
		複合基準	空堀川流域=(6, 13.8)* 柳瀬川流域=(6, 19.7)*
		指定河川洪水予報による基準	—
	強 風	平均風速	13m/s
	風 雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大 雪	12時間降雪の深さ	5 cm
	波 浪	有義波高	
	高 潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融 雪		
	濃 霧	視程 100m	
	乾 燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%	
	な だ れ		
	低 温	夏期(平均気温)：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温)：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜	4月10日～5月15日 最低気温2℃以下	
着 氷 ・ 着 雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm		
特 別 警 報	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	【特別警報に相当する事例】 ・平成24年7月九州北部豪雨(死者行方不明者32人) ・平成23年台風12号(死者行方不明者98人)

		<p>(雨を要因とする特別警報の指標)</p> <p>大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる1km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mm(1時間50mmが3時間続くことに相当)を超える格子のみをカウント対象とする)。</p>		
特別警報	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により→	暴風が吹くと予想される場合	【特別警報に相当する事例】 ・昭和34年伊勢湾台風(死者行方不明者5,000人以上) ・昭和9年室戸台風(死者行方不明者3,000人以上)
	高潮		高潮になると予想される場合	
	波浪		高浪になると予想される場合	
		<p>(台風を要因とする特別警報の指標)</p> <p>「伊勢湾大風」級(中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下、風速60m/s以上とする。</p>		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		【特別警報に相当する事例】 ・昭和56年豪雪(死者行方不明者152人以上) ・昭和38年1月豪雪(死者行方不明者231人以上)
		<p>(大雪を要因とする特別警報の指標)</p> <p>府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。</p>		
地震動	震度6弱以上の大きさの地震が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付け)			
火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置付け)			

※ 水防活動用注意報、警報は、「大雨、津波、高潮、洪水」の注意報・警報を、水防活動用特別警報は、「大雨、津波、高潮」の特別警報をいう。

※ 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町内における基準値の最低値を示す。

※ 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

※ 洪水注意報の複合基準欄は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

(2) 注意報、警報の発表官署及び担当地域

発表官署	一次細分区域	区域内の市区町村
気象庁本庁	東京地方	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、福生市、羽村市、青梅市、あきる野市、台東区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
	伊豆諸島北部	大島町、利島村、新島村、神津島村
	伊豆諸島南部	三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
	小笠原諸島	小笠原村

(3) 注意報・警報の切替え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるときまで継続される。

(4) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や暴風、大雪等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大級の警戒を呼び掛ける。発表されたら、「身の安全を確保する」ことを市職員が心掛けつつ、市民に呼びかける。

3 その他の気象情報 《気象庁・国土交通省・都》

気象予警報のほか、気象庁等の各機関が提供する短時間予報、リアルタイム情報を入力し、警戒活動に活用する。

提供機関	情報名・システム名	内 容
気 象 庁	レーダー・降水ナウキャスト	60分先までの10分毎の雨量の予測(1km四方)※30分先までは、5分毎の雨量の予測(250m四方)
	解析雨量・降水短時間予報	15時間後までの降雨量
	竜巻発生確度ナウキャスト	10km格子単位で解析、その1時間後(10~60分先)までの予測を行う(竜巻注意情報含む)
国土交通省	川の防災情報、防災情報提供センター	リアルタイムレーダー雨量
東 京 都	東京都災害情報システム(D I S) (都総務局総合防災部)	気象情報全般(土砂災害警戒情報を含む。)
	東京都水防災総合情報システム (都建設局河川部)	水位現況図(都管理河川のみ) 降雨現況図(東京都が観測するリアルタイム降水量)
	東京アメッシュ (都下水道局)	リアルタイムレーダー雨量

4 水防警報 《災害対策本部》

当市の都管理河川は、水防警報の発表対象ではないが、ここでは、水防警報について参考まで記載する。

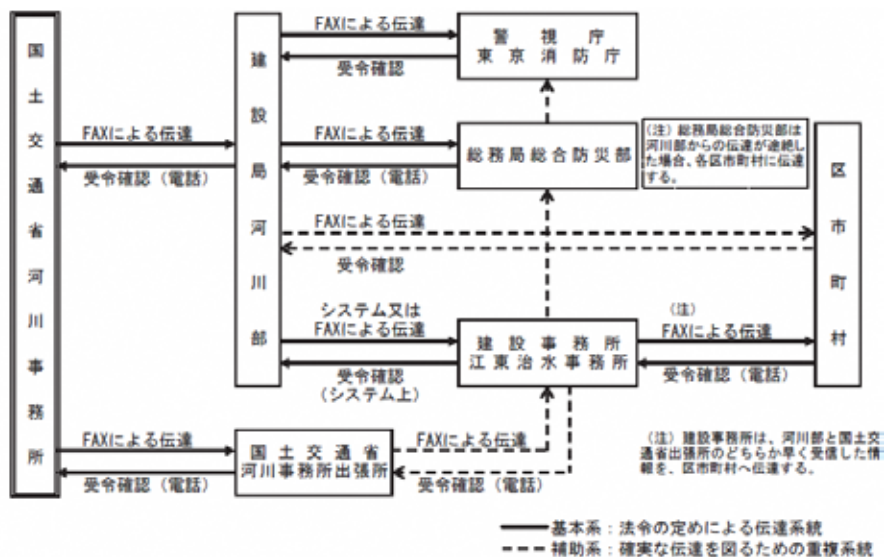
水防警報は、水防活動の基本であり、都及び水防管理団体は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について精通し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。

(1) 種類、内容及び基準

種類	内 容	基 準
待機	○出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように、待機する必要がある旨を警告するもの ○水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしでも差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	○気象予報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき
準備	○水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	○雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき
出動	○水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	○氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき
指示	○水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	○氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位(警戒水位)を越えて災害の起こるおそれがあるとき
解除	○水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	○氾濫注意水位(警戒水位)以下に下がったとき。氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき
情報	○雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	○状況により必要と認めるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 警報伝達

本市および関係機関の水防警報伝達系統図は、次の図のとおりである。



第5節 水防上注意を要する箇所

1 注意を要する箇所の基準

種別	基準
洪水	○過去に水害のあった区間で、1時間に50ミリ程度の降雨のとき、注意を要する箇所
高潮	○伊勢湾台風と同程度の高潮が東京に発したとき、注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	○老朽・洗掘及び水衝により堤防・護岸の強さに注意を要する箇所
工事施工箇所	○河川工事等の施工によって注意を要する箇所

2 注意を要する箇所

都(東京都北多摩北部建設事務所)では一定の条件のもと注意を要する河川箇所を抽出し、指定しているが、本市においては次のとおりである。(令和4年4月現在)

種別	河川	場所	範囲
工事施工箇所	柳瀬川左岸	清瀬市下宿三丁目(清柳橋下流)	100m
	柳瀬川右岸	清瀬市下宿三丁目(清柳橋下流)	100m
	柳瀬川左岸	清瀬市中里六丁目(金山調節池下流)	60m
	柳瀬川右岸	清瀬市中里六丁目(金山調節池下流)	60m
	空堀川左岸	清瀬市野塩一丁目(薬師橋下流)	80m
	空堀川右岸	清瀬市野塩一丁目(薬師橋下流)	80m

3 水防の対象

本市の水防対象河川は、次のとおりである。

水防管理団体	河川区域	
清瀬市	柳瀬川	清瀬市野塩二丁目～下宿三丁目
	空堀川	清瀬市梅園三丁目～中里二丁目

## 第6章 警備・交通規制

災害時には、様々な社会的混乱や道路交通の混乱の発生が予測される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護のため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持、その他公共の安全と秩序を維持し、治安の万全を期することが必要である。

### 第1節 警備 【東村山警察署】

本節においては、警備態勢、警備活動について必要な事項を定める。

#### 1 警備態勢

機 関 名	対 策 内 容
東 村 山 警 察 署	<p>○関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備態勢                     <p>台風がおおむね定期的に転向点付近に達して、その進路が東海ないし関東地方に向かった場合、又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合</p> </li> <li>・注意態勢                     <p>台風の進路がおおむね関東地方に向かい、かつ、その規模から判断して管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は降雨量その他の気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合</p> </li> <li>・警戒態勢                     <p>東京地方に大雨警報、洪水警報が発令された場合、柳瀬川、空堀川に洪水が発生し、管内に影響を与えると判断した場合、又は降雨量その他気象条件から判断して相当の被害の発生が予想される場合</p> </li> <li>・非常態勢                     <p>台風の通過により、河川の増水による冠水等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又はこれらの重大な被害が発生した場合</p> </li> </ul>

#### 2 警備活動

機 関 名	対 策 内 容
東 村 山 警 察 署	<p>○災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。</p> <p>○風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川その他危険箇所の警戒</li> <li>・災害地における災害関係の情報収集</li> <li>・警戒区域の設定</li> <li>・被災者の救出、救護</li> <li>・避難者の誘導</li> <li>・危険物の保安</li> <li>・交通秩序の確保</li> <li>・犯罪の予防及び取締り</li> <li>・行方不明者の調査</li> <li>・遺体の調査等及び検視</li> </ul>
--	---

### 3 その他

機 関 名	対 策 内 容
東 村 山 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒区域の設定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市に通報する。</li> </ul> </li> <li>○市に対する協力                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害活動を実施する。</li> <li>・市の災害応急対策従事車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害応急活動が迅速に行えるよう努める。</li> <li>・被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。</li> </ul> </li> <li>○装備資機材の調達及び備蓄                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資機材を保有しておく。</li> <li>・災害発生時に不足する装備資機材については、別途本庁及び他県警察本部の応援及び民間業者から借上げにより調達する。</li> </ul> </li> </ul>

## 第2節 道路交通規制 【東村山警察署】

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援、救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。

### 1 交通情報の収集と交通統制

- (1) 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を市長(市本部長)に通報する。

- (2) 隣接県に通ずる国道その他の幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じ、交通秩序の維持に努める。

## 2 交通規制

- (1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- (2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

## 3 車両検問

- (1) 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- (2) 災害対策基本法に基づく緊急通行車両の確認については、震災編第2部第11章第3節5緊急車両の確保 に定めるとおりとする。

## 4 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに排水等については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

# 第7章 避難

風水害時には、浸水、がけ崩れ等により住民の避難を要する地域が出現することが予想される。このため、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策を講じる必要がある。

## 第1節 避難態勢

浸水、がけ崩れ等のため人命に危険を及ぼすと予測される場合、住民を安全な場所に避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

### 1 事前避難 【災害対策各班・東村山警察署・消防団】

機 関 名	対 策 内 容
市 消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の住民に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。</li> <li>○必要に応じ、高齢者等避難を発令する。</li> </ul>

東村山警察署	○災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し高齢者、幼児、病人等を自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。
--------	--

2 避難の指示 《災害対策各班・東村山警察署・清瀬消防署・消防団》

(1) 一般基準

避難、立退きの勧告及び指示の基準は、原則として次のような事態に至ったとき発するものとする。

- ア 河川が氾濫注意水位あるいは避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- イ 避難の必要が予想される各種気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたとき。
- ウ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき。
- エ 地すべり、山崩れ及び土石流等により著しい危険が切迫しているとき。
- オ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき。
- カ その他、住民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

3 避難指示等 《災害対策各班・東村山警察署・清瀬消防署・消防団》

機 関 名	対 策 内 容
市 消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管轄区域内において危険が切迫した場合には、市長は、東村山警察署長及び清瀬消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難の指示を行うとともに、速やかに都本部に報告する。</li> <li>○人の生命、身体を保護するために必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、退去を命ずる。</li> <li>○国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、市で策定した「清瀬市避難指示等の判断・伝達マニュアル」により、避難行動要支援者等に対する避難情報を発令する。</li> <li>○平常時から地域又は町会(自治会)単位で、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。</li> </ul>
東村山警察署	○急を要する場合において、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市長から要求があった場合は、避難のための立退きを指示することができる。この場合警察官は直ちに市長に通報する。

4 避難誘導 《災害対策各班・東村山警察署・清瀬消防署・消防団》

機 関 名	対 策 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難指示等が出された場合、市長は、東村山警察署及び清瀬消防署の協力を得て地域又は町会(自治会)単位に、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。</li> <li>○この場合、市は避難所に職員を派遣するか、又は避難所の管理責任者と連絡を密にして支障をきたさないようにする。</li> </ul>

市	<p>○避難指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。</p> <p>○夜間等避難に支障がある場合は、自宅2階等の垂直避難も考慮する。</p>
東村山警察署	<p>○避難の指示等が出された場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に住民を誘導し収用する。</p> <p>○誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。</p> <p>○誘導する場合には、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。</p> <p>○浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。</p> <p>○避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)に基づく措置をとる。</p>
清瀬消防署	<p>○避難指示等がなされた場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。</p> <p>○上記の避難路等については、安全確保に努める。</p>
教育委員会	<p>○災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し、基本的事項について反復指導、訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、必要な事項について、保護者に周知しておくこと。</li> <li>・避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定すること。</li> <li>・避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。</li> <li>・避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策であること。</li> <li>・学年や障害の程度等、児童生徒の発達段階に配慮したものであること。</li> <li>・校内放送、非常ベル等、校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を検討しておくこと。</li> <li>・児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定めておくこと。</li> </ul>

5 避難行動要支援者の安全確保 《災害対策各班・東村山警察署・清瀬消防署・消防団》

(1) 市の応急措置

市は、避難準備情報を発表する必要がある場合、要避難地区・要避難範囲にある公共施設の閉館措置、社会福祉施設の避難準備への支援、在宅の避難行動要支援者への個別安全確保対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
<p style="text-align: center;">市</p> <p>東 村 山 警 察 署 清 瀬 消 防 署 消 防 団 社 会 福 祉 施 設 等 介 護 事 業 者 等</p>	<p>○市は、社会福祉施設に直接連絡をとり、施設管理者による事前避難を呼びかけるとともに、施設管理者の要請により、消防機関、介護事業者等の協力を得て、入所者の円滑な避難移送を支援する。</p> <p>○市は、介護事業者等の協力を得て、在宅の避難行動要支援者に対する個別連絡・訪問を実施し、避難移送を支援するとともに、在留者が多く危険が予測される場合は、避難指示への切り替えを行い、関係機関とともに市民の安全を確保する。</p> <p>○市は、避難行動要支援者の登録制度対象者の内、優先順位の高い方の個別支援計画作成を各事業所に委託することにより、個別支援計画作成を推進する。</p>

## 第2節 避難指示等の判断・伝達 【災害対策本部・東村山警察署・清瀬消防署・消防団】

### 1 避難指示等の判断 《災害対策本部》

#### (1) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成 《災害対策本部》

市は、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、清瀬市避難指示等の判断・伝達マニュアルを策定している。(令和3年5月改訂)

#### (2) 避難指示等の判断基準 《災害対策本部》

避難指示等発令の判断基準は、次表のとおりであるが、発令時の条件の項目は河川水位情報、気象情報および地域情報の3項目とする。ただし、自ら巡視等で収集する。

現地情報(護岸等の異常)、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)、避難に要する時間など必ずしも数値等で明確にできないものも考慮して、総合的に判断する。

##### ア 河川水位情報

東京都水防災総合情報システム(建設局河川部)の河川情報(水位グラフ)及び気象予報から情報を収集し、河川管理者等と相互に情報交換を行う。

##### イ 気象情報

東京都水防災総合情報システム気象情報(河川上流部を含めた降雨状況や暴風雨域の状況等)及び気象庁が発する警報等の情報を収集し、気象官署と相互に情報交換を行う。

##### ウ 地域情報

現地情報の収集(降雨強度、堤防の異常の有無等)、近隣の災害発生状況、過去の災害の発生例及び地形等から災害発生のおそれがあるかどうかを判断する。

##### エ 夜間に避難指示等を発令しなければならないと予想される場合

夜間に避難指示等を発令しなければならない場合、情報伝達及び避難行動に時間を要することを考慮し、早めに発令する。

【避難指示等の発令の判断基準】

避難指示等は、災害対策本部にて協議・決定し、本部長(市長)が発令する。

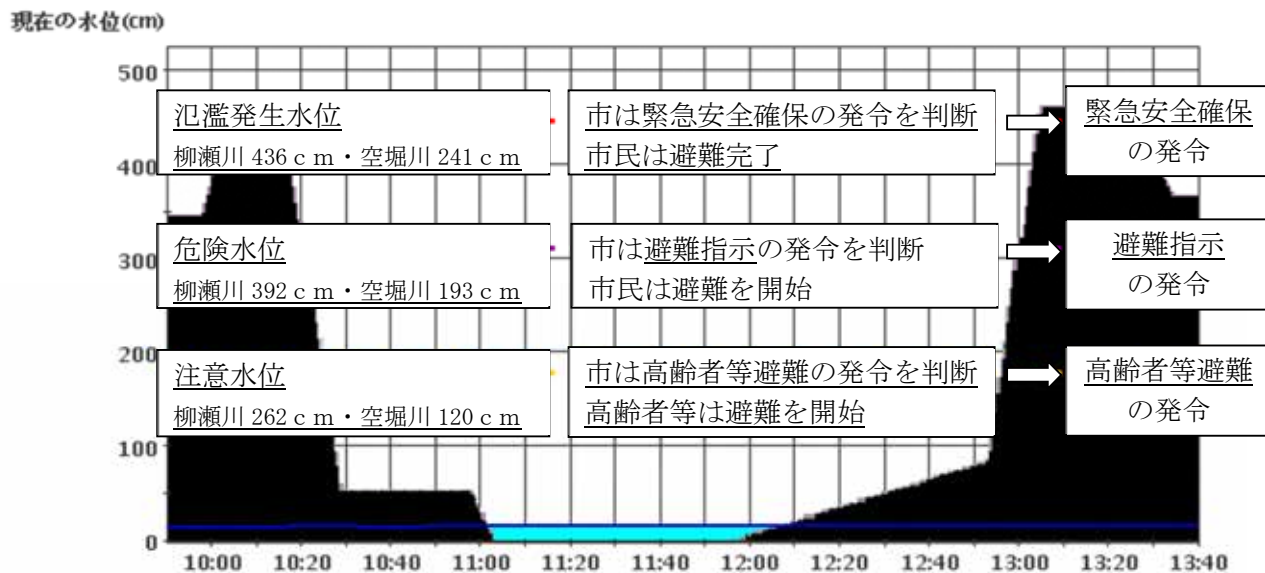
	発令時の状況	住民に求める行動	伝達内容
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いずれかの河川水位が注意水位に達し、さらに危険水位に達すると予想される場合</li> <li>○いずれかの河川の洪水警報のキキクル(危険度分布)で「警戒(赤)」が出現した場合</li> <li>○過去の災害発生例、地形等から災害発生の恐れがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある者は、計画された避難所等への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</li> <li>⇒避難完了の目安 90分</li> <li>○上記以外の者は、出勤などを見合わせたり、避難の準備をしたり、地域の状況に応じ早めの避難が望ましい場所の居住者等はこのタイミングで自主避難することが望ましい。</li> <li>⇒避難完了の目安 60分</li> <li>※市は、避難所を開設し、要配慮者の受入を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難等の種類(高齢者等避難、避難指示)</li> <li>○発令時間</li> <li>○発令対象地区</li> <li>○避難場所</li> <li>○避難すべき理由</li> <li>○注意事項</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いずれかの河川水位が危険水位に達し、さらに水位上昇が予想される場合</li> <li>○いずれかの河川の洪水警報のキキクル(危険度分布)で「危険(紫)」が出現した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険な場所から全員避(立退き避難又は屋内安全確保)する。</li> <li>※行政は、避難者と協力して避難所運営を行う。</li> </ul>	(高齢者等避難と同じ)
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</li> <li>○いずれかの河川の洪水警報のキキクル(危険度分布)で「災害切迫(黒)」が出現した場合</li> <li>○河川の水位が氾濫発生水位に到達した場合</li> <li>○堤防に異常な漏水・浸食の進行など決壊のおそれが高まった場合</li> <li>○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○立退き避難することによって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動をとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全が確保できるとは限らない。</li> </ul>	(高齢者等避難と同じ)
解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川水位がピークを過ぎ、避難判断水位を下回り、水位が再上昇する恐れがなくなった場合</li> <li>○雨のピークが過ぎ、今後雨量が縮小傾向にあると判断される場合</li> <li>○現地調査を行い、安全を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○付近の安全を確認した上で、自宅へ戻る。</li> <li>○被災されて自宅へ戻るできない場合、指定された避難施設へ移動する。</li> <li>※行政は、必要に応じて避難所運営・支援を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発令時間</li> <li>○発令対象地区</li> <li>○解除すべき理由</li> <li>○注意事項</li> </ul>

風水害編

2 対象河川における避難指示等の具体的判断基準 《災害対策本部》

市における対象河川は柳瀬川と空堀川であり、水位を観測するための水位計、雨量観測所が配置されている。

避難指示等の発令基準である水位と避難指示・避難行動との対応関係は下図のとおりである。



以上より、避難指示等の具体的判断基準等を整理すると、下表のとおりである。

【対象地域における避難指示等の発令の判断基準】

判断基準点	避難情報	判断状況	対象地区・避難先
<水位計> ○柳瀬川 清瀬橋下流右岸 中里 4-1310 ○空堀川 石田橋上流右岸 中里 2-1570  <雨量観測所> ○テレメーター 空堀川・石田橋 上流右岸 中里 2-1570	高齢者等避難	○大雨(浸水)警報、洪水警報の発令された場合 ○いずれかの河川水位が注意水位に達し、さらに危険水位に達すると予想される場合 ○いずれかの河川の洪水警報のキキクル(危険度分布)で「警戒(赤)」が出現した場合 ○過去の災害発生例、地形等から災害発生の恐れがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想される場合	・野塩 1、2、4、5丁目 梅園 3丁目 地区 ⇒第六小学校 第二中学校  ・野塩 3丁目 中里 2丁目 地区 ⇒芝山小学校  ・中里 4、6丁目 地区 ⇒清瀬小学校 清瀬中学校
	避難指示	○いずれかの河川水位が危険水位に達し、さらに水位上昇が予想される場合 ○いずれかの河川の洪水警報のキキクル(危険度分布)で「危険(紫)」が出現した場合	・下宿 1丁目 地区 ⇒第三中学校

<p>&lt;監視カメラ&gt; ○柳瀬川 ・金山橋付近下流左岸(中里6) ・柳瀬川、空堀川合流点(中里2) ○空堀川 ・石田橋上流左岸(野塩2) ※令和4年度設置予定1か所 ○空堀川 ・野塩橋上流左岸(梅園3)</p>	<p>緊急安全確保</p>	<p>○大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 ○いずれかの河川の洪水警報のキキクル(危険度分布)で「災害切迫(黒)」が出現した場合 ○河川の水位が氾濫発生水位に到達した場合 ○堤防に異常な漏水・浸食の進行など決壊のおそれが高まった場合 ○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p>	<p>・下宿2、3丁目 地区 ⇒清明小学校 ※避難先は目安</p>
--	---------------	--	---

※ 水位計、雨量観測所及び河川監視用カメラの所管は、東京都北多摩北部建設事務所

### 3 土砂災害における避難指示等の判断基準 《災害対策本部》

土砂災害とは、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象)、急傾斜地の崩壊(傾斜のある土地が崩落する自然現象)又は地すべり(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象)を発生原因として住民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

本市においては、土砂災害(特別)警戒区域が10か所あり、急傾斜地の崩壊による土砂災害に対して警戒する必要がある。(震災編第2部第3章第2節 2(5)がけ・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止 参照)

(1) 避難指示等の発令の判断基準は次表のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

ア 重要な情報については、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。

イ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとられた強い雨の地域、避難行動の難易度(夜間や暴風の中での避難)等、総合的な判断を行う。

(2) 避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予想や土砂災害(特別)警戒区域の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

#### 【避難指示等の発令判断基準】

<p>高齢者等避難</p>	<p>○大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害のキキクル(危険度分布)が「警戒(赤)」となった場合 ○発表中の大雨注意報から、夜間～翌日早朝にかけて大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い場合</p>
<p>避難指示</p>	<p>○土砂災害のキキクル(危険度分布)が「危険(紫)」となった場合 ○土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化)が発見された場合</p>
<p>緊急安全確保</p>	<p>○大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 ○土砂災害のキキクル(危険度分布)が「災害切迫(黒)」となった場合 ○土砂災害の発生が確認された場合</p>



4 水防区域の監視・警戒 《災害対策各班》

現地情報の収集(河川の水位、護岸、堤防の亀裂、欠け崩れ、漏水、越水、洗掘、橋梁等の異常の有無等)、災害発生状況、過去の災害の発生例及び地形等から災害の発生のおそれがある場所について、巡回車両班を編成して監視・警戒にあたる。

確認場所は、清瀬市洪水ハザードマップ等を活用し、柳瀬川、空堀川、土砂災害(特別)警戒区域、過去の道路冠水箇所及び住宅浸水箇所を重点に実施する。

5 避難指示等の伝達先および伝達手段 《災害対策各班》

情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

なお、大雨特別警報等発令の際は、「直ちに命を守る行動をとる(避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は、家の中で安全な場所にとどまる)」よう住民等に呼びかけ周知する。

【避難指示等の伝達先・伝達手段】

伝達先	担当	伝達手段
○町会・自治会の長 ○自主防災組織の長	企画部班	○町会・自治会の長へ電話連絡を行う。以降は連絡網等にて伝達される。 ○自主防災組織の長へ電話連絡を行う。以降は連絡網等にて伝達される。
○住民	総務部班	○防災行政無線、清瀬市メールー斉配信サービス、広報車等
	企画部班	○ホームページ、ツイッターアラート等
	都市整備部班	○車両による伝達
○福祉関係機関等 ・社会福祉協議会 ・老人ホーム等 ・病院 等	福祉・子ども部班	○必要に応じて福祉施設等へ直接電話連絡を行う。
○保育所等	福祉・子ども部班	○必要に応じて直接電話連絡を行う。
○各避難施設 ・学校、図書館等 ・出張所・地域市民センター等	教育部班 市民環境部班	○避難施設の状況を把握し、災害対策本部との連絡調整を行う。
○防災関係機関等 ・都 ・隣接市 ・東村山警察署 ・清瀬消防署 ・清瀬市消防団 ・西武鉄道 ・西武バス ・NTT 東日本 ・東京電力グループ ・東京ガスグループ ・日本郵便・災害時応援協定業者	総務部班	○防災関係機関とは状況に応じて、電話・FAX等で被災状況を把握し、必要があれば応援要請等を行う。

### 第3節 避難所の開設 【災害対策各班】

避難の指示を行った場合、避難者を安全な場所に収容し、保護する必要がある。

なお、避難所の開設等については、震災編第2部第8章第3節、及び震災編第2部第9章第3節を準用するが、河川の氾濫が予測される場合は、前第2節「2 避難指示等の発令判断基準及び避難対象区域並びに避難先の目安」によるものとする。

## 第8章 救助・救急

風水害時には、多数の救助・救急事象の発生が予想されるので、関係機関との協力体制を確保し、迅速、的確な対応により救助・救急活動の万全を期することが必要である。

### 第1節 救助・救急態勢等 《東村山警察署・清瀬消防署・消防団・災害対策各班》

東村山警察署及び清瀬消防署は、それぞれの警備活動、消防活動方針によるほか、市医師会、日赤東京都支部、自衛隊などの関係機関との密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務まで一貫した救助・救急態勢をとる。

傷病者の搬送は、原則として被災現場から医療救護所等までは市が対応し、医療救護所等から災害拠点病院等までは都及び市が対応する。（東京消防庁は可能な範囲で医療機関への搬送に協力する。）

なお、関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
東 村 山 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出水により溺水者、家屋の倒壊、がけ崩れなどによる埋没者その他の負傷者の救出・救護に重点をおいて救助活動を行う。</li> <li>○負傷者は、直ちに応急措置を施し救護施設に収容する。</li> <li>○救出救助にあたっては、都や清瀬消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。</li> </ul>
清 瀬 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。</li> <li>○救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定に基づく迅速な調達を図り、効果的な活動を行う。</li> <li>○救急活動にあたっては、現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。</li> <li>○傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察・消防機関が実施する救助・救急活動の後方支援等にあたる。</li> </ul>

## 第2節 救助・救急体制の整備 《清瀬消防署・東村山警察署》

### 1 東京消防庁・清瀬消防署の救助・救急体制 《清瀬消防署》

#### (1) 救助体制の整備

- ア 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成し、風水害地からの救助体制を強化する。
- イ 災害時に使用する建設資器材等については、関係事業所と協議し、調達計画を樹立しておく。
- ウ 災害現場において東京DMATと連携した救助及び傷病者の救護体制を確立する。

#### (2) 救急体制の整備

- ア 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。
- イ 重度傷病者の救命効果を高めるため、救急救命士の育成及び高度救急資器材の整備を促進し、現場救護所等における救急活動の充実を図る。
- ウ 傷病者の搬送を効果的に行うため、「広域災害・救急医療情報システム」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。
- エ 民間患者等搬送事業者、タクシー事業者(サポートCab)等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

### 2 警視庁(東村山警察署)の救出・救護体制 《東村山警察署》

災害時において、がけ崩れ現場や埋没家屋からの救出・救助用に強力な威力を発揮する災害活動用車両の整備を図っている。また、併せて音響地中探知機、ミニレッカー等各種の災害活動用資器材も逐次整備して、救出・救護体制の充実強化を図る。

### 3 市民の自主救護能力の向上 《清瀬消防署・消防団》

#### (1) 応急救護知識及び技術の向上

災害時には、広域的又は局地的に救助・救急事象が多発することが予測されることから、市民自らが、適切な応急手当を行える能力を身につける必要がある。

このため、市民に対し応急救護知識及び技術を普及するとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。

また、一定の応急手当技能を有する市民に対してその技能を認定し、市民の応急救護に関する意識の高揚と技術の向上を図る。

#### (2) 消防団の救護活動能力の向上

消防団の応急救護資器材の増強・充実を図るとともに、消防団員に対し、地域住民に応急救護の知識や技術を習得させるために、以下に掲げる応急救護訓練を毎年1回程度実施する。

- ア 容態の観察要領
- イ 気道確保の要領
- ウ 人工呼吸法
- エ 心肺そ生法

- オ 止血法
- カ 三角巾、包帯副子固定法
- キ その他、一般的知識及び二次的災害の防止方法等

## 第9章 医療救護

災害により傷病者が多数発生したとき、また、医療機関が被害を受け、一時的混乱や停電等により、診療機能が低下したときにおいても、医療救護は市民の生命と安全に直接関わる事柄であり、迅速な救護が要求されるため、市は関係機関と密接な連絡をとりながら被災者の救護に万全を期する。

なお、医療救護活動については、震災編第2部第10章第3節 を準用する。

## 第10章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

災害時に被災者の人心安定を図るため、迅速な救助を実施することは、行政に課せられた責務であるが、その中でも被災者の生命維持を図る上で最も重要な施策として、飲料水・食料・生活必需品等の供給がある。

なお、備蓄物資等の供給については、震災編第2部第11章第3節 を準用する。

## 第11章 緊急輸送

災害時の応急対策活動において、救援物資や要員等を緊急に輸送することは極めて重要である。

輸送は、情報の収集・伝達と並んであらゆる応急対策活動の基盤であり、輸送手段や輸送拠点等の確保がなされて、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

なお、緊急輸送については、震災編第2部第11章第3節 5輸送車両の確保 を準用する。

## 第12章 清掃・防疫・遺体の取扱い

災害により、被災地では大量のごみや障害物などが発生し、住民の日常生活、道路交通等に大きな障害を及ぼすおそれがある。また、伝染病や食中毒等の発生も危惧される。

さらには、死者や行方不明者が発生したときは、捜索、埋葬など速やかに行うことにより、人心の安定を図ることが必要である。

## 第1節 ごみ処理計画

震災編第2部第14章第3節 7 ごみ処理 を準用する。

## 第2節 し尿処理計画

震災編第2部第14章第3節 6 トイレの確保及びし尿処理 を準用する。

## 第3節 障害物の除去

震災編第2部第4章第3節 1 道路・橋りょう、第4節 1 道路・橋りょう、及び震災編第2部第14章第3節 8 がれき処理、第4節 11 がれき処理の実施 を準用する。

## 第4節 防疫及び保健衛生

震災編第2部第10章第4節 1 防疫体制の確立 を準用する。

## 第5節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

震災編第2部第10章第3節 4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等、及び第4節 2 火葬 を準用する。

## 第13章 応急住宅対策

災害時には、住家が滅失又は破損することが予想され、その場合、自己の資力によって居住する住家を確保できない被災者を対象に応急仮設住宅を設置し、又は居住のため必要な最小限度の住宅の応急修理を実施する必要がある。

なお、応急住宅対策については、震災編第2部第14章第3、4節 を準用する。

## 第14章 金融・労務

震災編第2部第14章第3、4節 を準用する。

## 第15章 ライフライン施設の応急・復旧対策

電気、ガス、水道、通信などのライフライン施設は、都市化の進展とともに、ますます高度化、複合化されており、各施設の相互依存の関係も著しく高まっている。

災害時に、これらライフライン施設の一部が被災した場合、都市機能そのもののマヒにもつながり、市民生活への影響は極めて大きい。

このため、ライフライン施設関係機関では、それぞれ活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施しなければならない。

なお、ライフライン施設の応急・復旧対策については、震災編第2部第4章第3、4節を準用する。

## 第16章 公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川、下水道等の公共施設は、道路交通など都市活動を営む上で重要な役割を担っており、これらが災害により損壊した場合は、救急救助及び救援救護活動等に重大な支障を及ぼすこととなる。このことから、これらの公共施設等が被災した場合は、速やかに応急・復旧を講じる必要がある。

なお、公共施設等の応急・復旧対策については、震災編第2部第3章第3、4節及び、第2部第4章第3、4節を準用する。

## 第4部 災害復旧計画

### 第1章 民生安定のための緊急計画

災害時には、数多くの方が被害を受け、家財や住居等を喪失するなど、混乱した事態の発生が考えられる。

そこで、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、関係防災機関等と協力し、民生安定のための緊急措置を講じるものとする。

#### 第1節 被災者の生活確保

震災編第2部第14章第3、4節 を準用する。

#### 第2節 中小企業への融資

震災編第2部第14章第3、4節 を準用する。

#### 第3節 農業関係者への融資

震災編第2部第14章第3、4節 を準用する。

#### 第4節 義援金品の配分

震災編第2部第14章第3、4節 を準用する。

### 第2章 激甚災害の指定計画

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

関係法令

災害対策基本法(昭36法223号)第97～98条

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭37法150号)

#### 第1節 激甚災害指定手続

震災編第2部第14章第3節 10 激甚災害の指定 を準用する。

## 第2節 激甚災害に関する調査報告

震災編第2部第14章第3節 10 激甚災害の指定 を準用する。

## 第3節 激甚災害指定基準

震災編第2部第14章第3節 10 激甚災害の指定 を準用する。

## 第4節 局地激甚災害指定基準

震災編第2部第14章第3節 10 激甚災害の指定 を準用する。

## 第5節 特別財政援助等の交付手続等

震災編第2部第14章第3節 10 激甚災害の指定 を準用する。

## 第3章 その他応急対策計画

震災編第2部第14章第3、4節 を準用する。



## 第5部 雪害対策計画

### 第1章 計画の方針

#### 第1節 計画の目的

近年、地球規模の気候変動の影響を受け、本市においても、10cm程度の降雪を年に1～2回の頻度で記録することもある。

一度、雪が降ると、公共交通機関への影響を始め、道路上の圧雪による車両事故や歩行者の転倒事故、雪の重みによる建物等への被害が発生し、市民生活に大きな影響を与える。

今後、更に積雪量が増える可能性も否定できないことから、風水害対策と同様の事前の防災対策は欠かすことができない。

### 第2章 予防対策

#### 第1節 市の活動体制

##### 1 雪害に関する対策の普及・啓発

市は、降雪が予想される時期を捉え、市報等を通じて、雪害に関する対策について普及・啓発を行う。

普及・啓発を行う内容としては、降雪予報等の情報収集、降雪時の道路通行や歩行の注意点、除雪作業時の注意点、家屋等の耐雪化等とする。

また、実際に積雪があった場合は、きよバスを始めとする各交通機関の運行状況等について、市ホームページ等を通じた市民への広報に努める。

##### 2 情報の収集・伝達体制の準備

市は、気象庁が発表する降雪に関する気象情報等に基づき、必要に応じて、危機管理室の立ち上げ等を行い、情報収集体制及び市職員の参集態勢等を事前に確保する。

また、小・中学校の休校及び保育園等の休園、市主催の行事等の実施の可否等を検討し、必要に応じて、事前の情報伝達を行う。

さらに、市民が主体的に状況を判断し、適切な行動がとれるよう、降雪に関する気象情報等については、市ホームページ等の広報手段を用いて伝達を行う。

##### 3 道路交通対策

市は、危機管理室等で決定した事項に基づき、市関係施設周辺の除雪実施体制を整備するとともに、必要に応じて、災害時応援協定に基づく除雪作業車両の応援要請の準備等を実施する。

## 第2節 市民による自主的な対策

降雪量がかなり多くなる予想が発表された場合は、一定期間、市民は自宅等から外出ができなくなることが想定される。

また、そのような状況下で外出をすることは、道路上での転倒等の二次的な事故に遭遇する可能性が高まる。

市民は、自助の観点からも、一定期間を自宅で過ごせる食料、飲料水、生活必需品の備蓄又は雪が降る前の買出し等に努め、不要不急の外出は控えるものとする。

## 第3章 応急対策

### 第1節 市の活動体制

#### 1 情報の収集・伝達

市は、市内に降雪を確認した場合は、都及び各防災関係機関と連携して、早期の情報収集に努める。

また、積雪を確認した場合は、市内の道路状況、公共交通機関の運行状況、事故発生の有無の確認等、各種被害状況の早期把握に努める。

把握した情報については、市民に対し、速やかに伝達を行い、適切な対処行動が行えるように注意喚起を行う。

#### 2 道路機能の確保

市は、市内に積雪を確認した場合は、整備した除雪実施体制を実施し、市道や急傾斜地を中心に除雪を行うほか、道路上で立ち往生した車両については、震災編第2部、第4章、第3節の応急対策と同様とする。

きよバスの運行継続の可否については、西武バスと道路状況等に基づいて協議し、決定する。

#### 3 ライフラインの確保

市は、市内において、ライフラインへの被害状況を把握した場合は、ライフライン事業者へ速やかな情報提供を行い、早期復旧を図る。

また、市は、ライフライン事業者の応急対策に必要な活動スペース、資機材等の提供及び貸出しに協力する。

## 第2節 市民による協力体制

原則、除雪は、土地所有者又は管理者が、その所有又は管理する敷地内の作業を実施するが、異常な積雪を観測した場合は、共助の観点から、町会・自治会、隣近所等の地域において、通学路や利用者の多い歩道等を協力して除雪する。

なお、除雪作業は、転倒や高所からの転落等の二次的な事故の防止に注意しながら実施する。

## 火山対策計画（富士山等噴火降灰対策編）

### 第1章 計画の方針

#### 第1節 計画の目的

富士山が大規模噴火した場合は市内でも数 cm の降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念される。これに対処するため、国が発する火山(降灰等)に関する情報の収集・伝達に努めるとともに、必要となる宅地の降灰対策や火山灰の収集及び運搬について定めた。

#### 第2節 噴火による被害想定

本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。

本市は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

噴火の規模及び被害の概要は次のとおりである。

##### 【想定する噴火の規模と被害の概要】

噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	(1)梅雨期 (2)その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	清瀬市 2～10cm程度	
被害の概要	降灰によるもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン、農林水産業、商工業、観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）

## 第2章 予防対策

### 第1節 住民等の防災行動力の向上

#### 1 災害に強い社会づくり《市民》

##### (1) 市民等の役割

- ア 日頃から報道機関、都、市等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。
- イ 富士山ハザードマップ等で自分の住む地域の降灰状況を把握しておく。
- ウ マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- エ 降灰を屋内に侵入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- オ 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。
- カ 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。
- キ 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- ク 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。
- ケ 要配慮者がいる家庭では、事前に自主防災組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

##### (2) 地域による共助の推進 《未来創造課・防災防犯課・都市整備部・清瀬消防署》 震災編第2部第2章第2節2 を準用する。

##### (3) 事業所防災体制の強化 《防災防犯課・都市整備部班・清瀬消防署・各事業所・市民》 震災編第2部第2章第2節4 を準用する。

事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

- ア 社屋内外の安全確保、防災資器材、食料等の備蓄等、従業員及び来客の安全確保に努める。
- イ 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画（BCP）、非常用マニュアルの整備等、事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検及び見直しの実施に努める。
- ウ 事業所の持つ資源及び特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、自主防災組織等との協力など地域社会の安全性の向上に努める。

##### (4) ボランティア等との連携・協働体制の強化 《市社会福祉協議会・福祉総務課・防災防犯課・未来創造課・清瀬消防署》

震災編第2部第2章第2節5 を準用する。

## 第3章 応急対策

### 第1節 情報の収集・伝達

#### 1 情報連絡体制

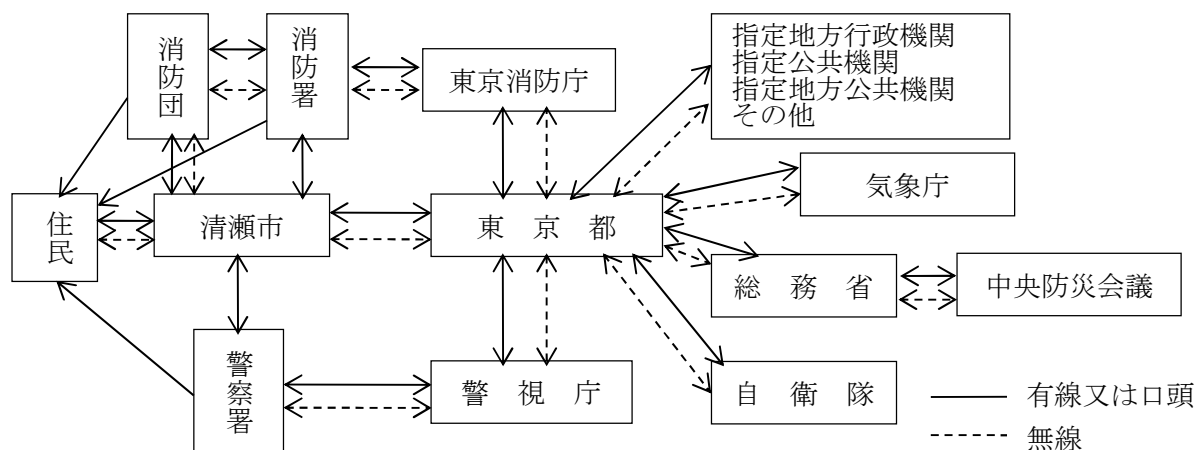
市は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

#### 【降灰予報の種類と内容】

種 類	内 容
降灰予報 (定時)	(1) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間毎)に発表 (2) 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	(1) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 (2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 (3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 (4) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに(5~10分程度で)発表 (5) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	(1) 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表 (2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 (3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 (4) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20~30分程度で発表 (5) 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

なお、富士山が噴火した場合は次の系統による情報連絡を行う。



## 2 降灰に関する重要な情報の伝達

市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、自治体、自主防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署の協力を得て市内に周知する。

## 3 市民への広報・問い合わせ対応

市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、一斉配信メール、ホームページ等で市民等に提供する。

また、状況に応じて問い合わせ窓口を設置し、市民等からの問い合わせに対応する。

## 4 降灰調査・報告

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査して東京都に報告する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

### 【降灰調査の報告項目】

- |                    |           |           |
|--------------------|-----------|-----------|
| ①降灰の有無・堆積の状況       | ②時刻・降灰の強さ | ③構成粒子の大きさ |
| ④構成粒子の種類・特徴等       | ⑤堆積物の採取   | ⑥写真撮影     |
| ⑦降灰量・降灰の厚さ（※可能な場合） |           |           |

## 5 被害状況等の調査報告

市及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内または所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により都等へ報告する。

## 第2節 交通・ライフラインの応急対策

### 1 交通対策

警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等を防止するため、危険箇所を表示や交通規制等に努める。

### 2 道路対策

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

### 3 鉄道対策

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

### 4 水道施設

都水道局は、降灰時に貯水施設及び浄水施設の応急対策、復旧を速やかに実施する。

### 5 下水道施設

市は、降灰時に汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

## 第3節 宅地等の降灰処理

宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。

- ①火山灰の収集は、原則として、土地所有者または管理者が行う。
- ②火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。
- ③宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行う。
- ④宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行う。
- ⑤火山灰の処分は、市が都や関係機関と調整して行う。



#### 第4節 その他の必要な事項

##### 1 健康対策

市は、都及び医療機関と連携して、状況に応じて健康相談等を実施する。

##### 2 農地等の対策

市は、農業協同組合等の関係団体と連携し、農地や農作物等に付着した火山灰の除去、土壌改良等の指導、支援に努める。

##### 3 農地等の対策

降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は必要に応じて避難指示等を発令し、住民を避難させる。